

第5章 文化財の保存活用に関する取組と事業

1 文化財の保存活用に関する取組と事業の考え方

取組と事業 前章までに整理した文化財の保存活用に関する方針を踏まえ、今後実施する業務内容を「取組」として示す。また、具体的な措置については、「事業」として取りまとめ、期間や主体、財源等を明示する。

市として期間を問わず実施していく事業については、「恒常事業」として位置付ける。本章では、文化財の保存活用に関する一般的な取組について触れ、対応する恒常事業を表形式で示す。恒常事業の詳細については、本章末に触れる。

なお、計画期間内において文化財の保存活用事業を総合的かつ重点的に推進するため、本計画では関連文化財群と文化財保存活用区域を設定する。これらに関する課題や取組については、第6章において触れる。関連文化財群と文化財保存活用区域と関連し、計画期間内に重点的に実施する事業については「重点事業」として位置付け、第6章中に記載する。

事業計画と期間 恒常事業は、随時、見直しを進める。特に計画期間の中間にあたる令和7年度（2025年度）と計画期間の終期である令和12年度（2030年度）においては、事業評価を行うほか、地域計画の次期の計画作成（令和12年度（2030年度）を目安）に合わせ、事業内容の更新や計画期間を検討する。

一方、重点事業のうち、計画年度が明確な事業については、その期間を年度ごとに分けて示す。計画年度を明示しにくい事業については、第1期計画期間（短期）と第2期計画期間（中期）等に分けた計画期間を設定する。計画期間内に完結させることが困難な重点事業については、次期計画期間である第3期計画期間（長期）まで要する事業として位置付ける。

表5-1 事業の計画期間

| | | 計 画 期 間 | | | | | | | | | | 次期計画期間 | |
|-------------|--|-------------|------|------|------|------|-------------|------|------|------|------|-------------|--|
| 和暦 | | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 ~ R26 | |
| 西暦 | | 2021 | 2022 | 2023 | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 ~ 2044 | |
| 期間 | | 第1期計画期間（短期） | | | | | 第2期計画期間（中期） | | | | | 第3期計画期間（長期） | |
| 区 分 例 | | 恒常事業 | | | | | | | | | | | |
| | | 重点事業（短期） | | | | | 次期計画の作成 | | | | | | |
| | | 重点事業（短期～中期） | | | | | 重点事業（短期～長期） | | | | | | |

●：計画期間の事業評価

2 文化財の保存活用に関する取組と事業

(1) 文化財の状況把握に関する取組と事業

指定等文化財 指定等文化財の現状把握は、市が行う恒常的な管理等の機会を活用し、実施する。特に、建造物や無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物等は土地や地域社会に深く根差しているものが多いことから、個別の文化財が抱える課題などの情報を重点的に収集し、課題解決に努める。指定文化財については、データベースの作成・管理を恒常的に行い、情報公開に備える。平成19

年（2007年）の広域合併時に旧市町村から受け継いだ市指定文化財のうち、再評価が必要な物件については、随時、検討を加える。

個人所有の美術工芸品や有形民俗文化財等については、所在確認を含め現状把握を進める。個人所有の指定文化財については、所在地や所有者を適切に把握する。市は個人所有文化財の現状確認を続け、所有者等に向けて保護等に関する情報提供を行うほか、所在地や所有者変更等の事務手続きの必要性を所有者等に伝達する。

認定文化財 認定文化財についてもデータベースを構築し、適切な加工を行ったうえで情報を公開する。新たに市が認定する文化財については、地域格差や種別の偏りを是正するため、推薦件数が少ない地域への働きかけや、推薦主体を現状よりも広く捉えられるよう検討する。また、既存の認定文化財の調査研究を進め、その評価を確かなものとする。

未指定文化財 未指定文化財についても、状況把握に努める。特に、無形民俗文化財、伝統的建造物群、文化的景観については、認定文化財制度を活用しその把握に努め、認識の深化を促す。文化的景観の把握にあたっては、農耕や漁ろう、水の利用、流通・往来、居住に関する景観地といった重要文化的景観の選定基準に従うとともに、クロマツ等の防風林やスギ・ヒノキなどの用材林を含めた本市を代表する森林の利用に関する景観地にも配慮する。認定文化財を含め、既往の文化財調査や、市町村史、地誌などを活用した未指定文化財の把握に努め、重要な物件については、新たな指定文化財や登録文化財の候補に挙げられるようにリスト化を進める。

表 5-2 文化財の状況把握に関する取組と事業（恒常事業は P114 以降に詳細を掲載）

| 文化財の状況把握に関する取組 | 恒常事業名・事業内容（事業番号） |
|----------------|---|
| 指定等文化財 | |
| 認定文化財 | 文化財調査顕彰事業 文化財の調査（恒 1-①） 文化財調査顕彰事業 市認定文化財の認定業務（恒 1-③） |
| 未指定文化財 | |

（2）文化財の調査に関する取組と事業

各々の文化財が持つ基礎的な情報を整理するとともに、学術的価値等を評価するため、本市では、文化財調査を計画的に実施する。市は、施策上の重要度や地域社会の要請、学術上の貴重性、保護上の緊急度等を勘案して調査する対象を選定し、優先順位を明確にした上で文化財調査に取り組む。個別の文化財調査については、市職員が専門性を高め業務に従事するとともに、事業ごとに大学や研究機関、個人研究者等などとの連携を図ることを検討する。調査を進めるにあたっては、三次元データなど ICT 技術も活用したデジタルアーカイブの構築に努め、最新技術が扱える調査機器の充実を図る。また、後述する建造物や美術工芸品の修理事業については、その過程で新たな価値づけに繋がる評価がなされるか、注意を払う。

類型別にみた調査案件 第 3 章で示した「本市における歴史文化の特徴」（1～12）と第 4 章（2）に示した文化財の調査に関する課題（課題 2）を踏まえ、本市で今後行うべき調査案件を抽出する。調査案件の抽出については、伝統的生活文化や伝承地（伝承が伝わる土地）等の分野についても留意し、各々の文化財が持つ重要度や保存に関する緊急度、新指定案件等施策上の優先度等を整理し、調査を進める。今後、優先的に調査を実施する案件については、表 5-3 において類型別に示す。

調査研究機能の強化 本市の文化財に関する調査研究機能を高めるため、推進組織の効果的な編

成に取り組むとともに、職員の資質向上に努める。今後は、市職員の専門性を高めるため、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所等が実施する専門研修の参加を促進する。また、市民団体をはじめ、民間や公立の博物館、研究機関などの外部組織、専門研究者と連携した調査研究事業を複数で進めるなど、職場における学習的な風土づくりに配慮した人材育成を進める。

表 5-3 優先的に調査を予定する事業

| 類 型 | 名 称 | 歴史文化 の特徴※ | 内 容 | 期 間 |
|---------|----------------|--------------|-------------------|-------|
| 建造物 | 歴史的建造物（棟札含む） | 3、4、5 | 市内所在 歴史的建造物調査 | 中期～長期 |
| 彫 刻 | 市内所在 仏像 | 10 | 寺社所蔵品を中心とした調査 | 中期～長期 |
| 美術工芸品 | 市内所在 美術工芸品 | 10 | 寺社所蔵品を中心とした重要品調査 | 短期～長期 |
| 工 芸 品 | 市内所在 鱒口 | 10 | 悉皆的調査 | 中期～長期 |
| 古文書 | 市内中世文書 | 3、9 | 詳細調査、大学等との共同研究 | 短期～長期 |
| 古文書 | 三ヶ日地区古文書 | 3 | 駒沢大学との連携研究 | 短期～中期 |
| 古文書 | 市内近世文書 | 3、7、9 | 山下家文書、源馬家文書 | 短期～中期 |
| 古文書 | 万斛鈴木家文書 | 3、9 | 史料集成、地域 NPO 等との協働 | 中期～長期 |
| 考古資料 | 市所蔵 銅鐸群 | 2、8 | 資料整理、収蔵環境整備 | 短 期 |
| 考古資料 | 伊場遺跡群出土弥生時代資料 | 2、8 | 資料整理、収蔵環境整備 | 短 期 |
| 考古資料 | 市内古墳出土埴輪群 | 2、7、8 | 形象埴輪を中心とした研究 | 短期～中期 |
| 考古資料 | 金銀装円頭大刀 | 6、8 | 資料整理、収蔵環境整備 | 短 期 |
| 考古資料 | 伊場遺跡群出土古代官衙資料 | 2、4、8 | 資料整理、収蔵環境整備 | 短期～中期 |
| 歴史資料 | 大橋ピアノ資料 | 7、12 | 資料整理 | 中期～長期 |
| 有形民俗 | 西浦田染仮面等 | 5、6 | 総括集成図録作成 | 短期～中期 |
| 有形民俗 | 染色の型紙 | 5、7 | 静岡文化芸術大学との共同研究 | 短期～中期 |
| 無形民俗 | 市内各地の民俗芸能 | 6 | 現状調査 | 短期～長期 |
| 史 跡 | 浜北人骨出土地（根堅遺跡他） | 1、8 | 根堅遺跡調査団への協力 | 短期～長期 |
| 史 跡 | 蜷塚遺跡 | 2、12 | 遺跡再検討、再整備の検討 | 短期～中期 |
| 史 跡 | 伊場遺跡 | 4、8、12 | 遺跡再検討、再整備の検討 | 短期～中期 |
| 史 跡 | 光明山古墳 | 5、8 | 出土品の整理、報告書刊行 | 短期～中期 |
| 史 跡 | 宇志瓦塔／北大里遺跡 | 8、10 | 奈良博、奈文研との連携研究 | 短期～中期 |
| 史 跡 | 浜松城跡 | 3、9、12 | 史料、遺構、石垣等を含めた総合調査 | 短期～長期 |
| 史 跡 | 二俣城跡及び鳥羽山城跡 | 3、5、9 | 整備関係の調査 | 短期～中期 |
| 史 跡 | 中近世墓所 | 2、9、10 | 墓塔の実測調査等 | 短 期 |
| 史 跡 | 秋葉街道 | 5、6 | 歴史の道、景観調査 | 短期～長期 |
| 名 勝 | 庭園総合調査 | 10、11 | 名勝庭園の総合調査 | 中期～長期 |
| 天然記念物 | 市域地質総合調査 | 1 | 注目しうる地質の総合調査 | 中期～長期 |
| 文化的景観 | 文化的景観の総合調査 | 3、4、5 | 景観調査 | 短期～中期 |
| 伝統的生活文化 | 伝統食・郷土食総合調査 | 2、6 | 市民協働による地域研究 | 短期～中期 |
| 伝承地等 | 家康伝承基礎調査 | 9 | 市民協働研究 | 短 期 |

※歴史文化の特徴欄の数字は、第3章において抽出した特徴の番号に対応する。

この他、文化財調査が求められる案件：歴史的建造物総合調査、彫刻（仏像）総合調査、方広寺派寺院所蔵美術工芸品、龍潭寺所蔵美術工芸品、歴史資料総合調査、無形文化財総合調査、岡の平遺跡出土品、シタガヤ古墳及び出土品、山ノ花遺跡出土品、大屋敷遺跡出土品、中世城館総合調査、中近世庭園総合調査、近代庭園総合調査、文化的景観総合調査

表 5-4 文化財の調査に関する取組と事業（P114 以降に詳細を掲載）

| 文化財の調査に関する取組 | 恒常事業名・事業内容（事業番号） |
|--------------|--------------------------------|
| 類型別にみた調査 | 文化財調査顕彰事業 文化財の調査（恒 1-①） |
| 調査研究機能の強化 | 文化財保護継承事業 文化財保護に係る調査委託等（恒 2-①） |

(3) 文化財の保存、継承、修理、整備に関する取組と事業

文化財の新指定 市の指定文化財候補については、文化の財類型ごとにリスト化を図り、計画的に新指定が進められるよう検討する。新たに明らかになった情報や、過去に調査済みの文化財調査の成果を踏まえ、指定文化財の候補を選定する。新指定文化財候補の選出については、国や県の文化財保存活用施策や地域社会の要請、緊急度等に配慮するとともに、所有者や関係機関などとの連携を図り、新指定に向けての手続きが円滑に進められるように事業計画を定める。

保存活用計画 指定文化財において適切な保存活用事業が進められるよう、個別文化財の保存活用計画の策定に取り組む。保存活用計画は、国、県、市の指定文化財すべてにおいて策定することを理想とする。ただし、本市においては指定文化財の件数が非常に多いことから、優先順位を設けて策定を進める。特に、関係者が多岐にわたるもの、修理等を急ぐもの、本市が所有もしくは管理し、かつ積極的な活用事業が求められるものについては、順次、保存活用計画の策定を行う。個人や法人が所有する指定文化財については、それぞれの所有者に計画の策定を提案するとともに、計画策定作業には市が協力する。表5-4に、保存活用計画を優先的に策定する案件を示す。

有形文化財の保存、修理 有形文化財等の保存、継承については、事業年度ごとに個別案件の調整を行う。また、ハクビシンやアライグマ、ヌートリア等の小動物被害については、害獣駆除等を通じ対策を進める。所有者に対しては文化財に関する情報を広く提供し、文化財を所有する意義の伝達に努める。特に文化財所有者の代替わりは、所有者変更などの事務手続きを徹底する中で着実に把握し、新しい所有者に文化財の保存に関する情報を伝えるように努める。

重要文化財の所有者へは、文化庁が刊行する『国宝・重要文化財の所有者のための手引き』等を活用し、注意喚起を進める。また、建造物や美術工芸品の修理に関する公開を進め、広く市民の関心を集めるように配慮し、文化財を地域で守るような新たな保存の枠組み構築などに取り組む。

建造物の耐震対策については、解体等大規模修理の際に耐震診断を行い、必要な措置を講じるほか、防犯・防火対策についても検討する。また、近年はAED（自動体外式除細動器）を設置するなど、来場者の安全にも配慮した整備を進める。さらに、指定文化財建造物のうち空き家になるな

表5-5 優先的に保存活用計画策定を検討する案件

| 名称 | 種別等 | 作業区分 | 期間 | 主体 | 財源 |
|-----------------------|--------|------|--------|-----|-----|
| 蜷塚遺跡 | 国史跡 | 策定中 | R02～03 | 浜松市 | 国/市 |
| 浜松城跡 | 市史跡 | 策定中 | R03～04 | 浜松市 | 市 |
| 伊場遺跡 | — | 策定予定 | R04 | 浜松市 | 市 |
| 光明山古墳 | 国史跡 | 策定予定 | R04～05 | 浜松市 | 国/市 |
| 旧田代家住宅 | 国登録 | 策定予定 | R05～06 | 浜松市 | 市 |
| 入野古墳 | 市史跡 | 策定予定 | R06～07 | 浜松市 | 市 |
| 三岳城跡 | 国史跡 | 策定予定 | R07～08 | 浜松市 | 国 |
| 中村家住宅 | 国重文 | 策定予定 | R09～10 | 浜松市 | 国 |
| 参考 保存活用（保存管理）計画策定済み案件 | | | | | |
| シブカワツツジ群落 | 県天然記念物 | 策定済 | H20 | — | — |
| 姫街道の松並木 | 市史跡 | 策定済 | H21 | 浜松市 | — |
| 二俣城跡及び鳥羽山城跡 | 国史跡 | 策定済 | R01 | 浜松市 | — |

この他、優先的な保存活用計画の策定が望ましい案件：鈴木家住宅（国重文）、龍潭寺庭園（国名勝）、北浜のオオカヤノキ（国天然記念物）、法橋のマツ（県天然記念物）、テンダイウヤク群落地（県天然記念物）、犀ヶ崖古戦場（県史跡）、浜名湖（県名勝）、旧浜松市銀行協会（市有形） 財源 国：文化庁補助金 市：市費

表 5-6 建造物保存修理案件

| 名称 | 種別等 | 内容 | 期間 | 主体 | 財源 |
|-------------|-------|-----------|---------|-----|---------|
| 鈴木家住宅 | 国重文 | 屋根葺替、耐震補強 | R01～R03 | 浜松市 | 国/市 |
| 実相寺伽藍（庚申堂） | 市有形 | 解体修理 | R02～R04 | 所有者 | 市/所 |
| 秋葉神社神門 | 市有形 | 解体修理 | R02～04 | 所有者 | 市/所 |
| 初衣神社織殿 | 市有形民俗 | 保存修理 | 短期 | 所有者 | 市/所 |
| 龍潭寺伽藍（山門） | 県有形 | 耐震診断 修理 | R03～R05 | 所有者 | 県/市/所 |
| 浜名惣社神明宮本殿 | 国重文 | 危険木伐採 | 短期 | 所有者 | 所 |
| 天羽槌雄神社 | 県有形 | 危険木伐採 | 短期 | 所有者 | 所 |
| 龍潭寺伽藍 | 県有形 | 危険木伐採 | 短期 | 所有者 | 所 |
| 方広寺七尊菩薩堂覆屋等 | 国登録 | 修理 | R04～05 | 所有者 | 所 |
| 旧王子製紙製品倉庫 | 県有形 | 耐震診断 | R04 | 浜松市 | 県/市 |
| 岩根葉師堂 | 未指定 | 耐震補強、修理 | 短期～中期 | 所有者 | 所 |
| 方広寺七尊菩薩堂 | 国重文 | 燻蒸・防災設備 | R06 | 所有者 | 国/県/市 |
| 浜名惣社神明宮本殿 | 国重文 | 防火設備 | 中期 | 所有者 | 所 |
| 宝林寺仏殿・方丈 | 国重文 | 防災設備 | 中期 | 所有者 | 所 |
| 中村家住宅 | 国重文 | 屋根差茅等 | R09～18 | 浜松市 | 国/市 |
| 宝林寺方丈 | 国重文 | 屋根差茅等 | R11～ | 所有者 | 国/県/市/所 |
| 内山家住宅長屋門 | 市有形 | 耐震診断 修理 | R08～R11 | 浜松市 | 市 |
| 大雄寺山門 | 市有形 | 耐震診断 修理 | 短期～中期 | 所有者 | 市/所 |
| 旧田代家住宅 | 国登録 | 耐震補強 修理 | 短期～中期 | 浜松市 | 市 |

この他、保存修理の実施が望ましい建造物：旧住吉浄水場関連施設（国登録）、旧常光水源地ポンプ室（国登録） 財源 国/県/市：文化庁、県、市の文化財保存修理補助 所：所有者負担

表 5-7 美術工芸品修理案件

| 名称 | 種別 | 内容 | 期間 | 主体 | 財源 |
|----------------|-----|------|---------|-----|---------|
| 木造千手観音立像（摩訶耶寺） | 国重文 | 保存修理 | R02 | 所有者 | 国/県/市/所 |
| 木造二十四善神像（宝林寺） | 県有形 | 保存修理 | H30～R10 | 所有者 | 県/市/所 |
| 木造金剛力士立像（摩訶耶寺） | 県有形 | 保存修理 | 短期～中期 | 所有者 | 県/市/所 |

この他、保存修理の実施が望ましい美術工芸品：市内出土銅鐸、木喰仏（仮宿）
財源 国/県/市：文化財保存修理補助金 所：所有者負担

ど管理上問題が生じる可能性がある物件については、今後の保存管理方法について、所有者及び関係者、国、県などとも協議する。シロアリやその他害虫への対策についても、定期的な状況確認を行い、適宜、蟻害対策工事や燻蒸などを行う。

有形文化財等の修理については、所有者等や庁内関係課とも連携しながら、損傷の早期発見とともに、保存修理事業を計画的に進めるように努める。重要な建造物や美術工芸品の修理については、可能な限り事業のリスト化を進め、計画的に実施する。建造物や彫刻をはじめとした有形文化財等については、日常的な管理に伴う小規模な修理を進めるほか、建造物については、定期的な屋根の葺き替え、解体修理等の大規模修理を計画的に行う。民間所有の有形文化財等に関する大規模な修理は、所有者の要請に応じ、補助事業等によって実施する。

有形文化財等の修理にあたっては、文化庁をはじめ、県、市文化財保護審議会の指導を仰ぐなど、関係機関、専門家と連携して行うことを基本とする。



図 5-1 建造物保存修理状況
(瑞雲院鐘楼 天竜区)

また、有形文化財等の修理にあたっては、文化財としての価値や歴史の真正性を損なうことのないよう伝統的な素材や技法を用いることを基本とするが、状況によって最新の技術も採用することも考慮する。寺社や個人所有の文化財の保存修理については、所有者の負担を軽減するため、各種の補助制度を活用し、技術的・財政的支援を行う。また、修理観光やクラウドファンディング等、新たな資金調達の可能性を研究するなど、持続可能な整備体制の構築を図る。文化財の所有者に対しては、文化庁が刊行する『文化財保護のための資金調達ハンドブック』等を活用し、財源確保のための情報提供を進める。

また、建造物の保存修理については、文化財の価値を損なわないことを前提に、積極的な活用が図れるよう、整備にも配慮する。修理過程の公開を進め、文化財修理を広く周知することにも努めていく。

未指定文化財の保存修理については、所有者に対して適切な取り扱いに関する情報提供を続けるとともに、文化財以外の助成制度等を案内する。重要な物件については、その価値を所有者に伝えるとともに、新たな指定文化財として取り上げることが可能か検討する。

有形民俗文化財については、その文化財が置かれた環境を含めた保存活用が進められるよう、措置を講じていく。定期的な修理、整備を計画的に進めるほか、展示環境の整備、充実を通じて、地域の生活文化全体の中で活用できるよう配慮する。

無形民俗文化財の継承 無形民俗文化財については、過疎化、少子高齢化の課題に対応できるよう事業を進める。市は、無形民俗文化財保護団体の実情を把握し、各祭礼、芸能の保存継承に必要な支援を行う。特に、市内の各保護団体に継承に係る意識を高めてもらえるよう、民俗芸能フェスティバルといった地域外での公開の機会を提供、補助するとともに、衣装や楽器などの修繕について補助制度を用いて支援する。また、無形民俗文化財を確実に伝承し地域活性化に資するため、浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会との協力体制の充実を図るとともに、小・中学校、高等学校、大学との連携を深め、次代への担い手育成に努める。

さらに、無形民俗文化財の映像記録や祭礼記録などの作成事業を充実させるとともに、モーションキャプチャー等のデジタル技術を用いた新技術などの導入も積極的に検討する。無形民俗文化財の記録や研究については、大学や個人研究者、博物館、関連する団体などの支援も広く求める。

記念物の維持管理と整備 国の史跡において大規模な整備事業を行う際は、原則的に保存活用計画の策定を前提とし、整備基本計画を定めた後、基本設計、実施設計を経て整備工事を行う。整備事業を進めるにあたっては、それぞれの文化財の特性に合わせて、整備のゾーニングや見学・管理動線の設定、サイン計画、遺構修復計画、遺構表現計画、樹木管理計画、城跡の場合は石垣カルテの作成を含めた石垣管理計画を盛り込む。また、既存の公園施設や便益施設等の取扱方針、防災計画などを含めた安全管理マニュアルの作成も随時進めていく。

表 5-8 整備事業を予定している史跡

| 名称 | 種別 | 期間 | 主体 | 財源 |
|-------------|-----|---------|-----|-----|
| 二俣城跡及び鳥羽山城跡 | 国史跡 | R03～R06 | 浜松市 | 国／市 |
| 蜆塚遺跡 | 国史跡 | R05～07 | 浜松市 | 国／市 |
| 伊場遺跡 | — | R05～07 | 浜松市 | 市 |
| 入野古墳 | 市史跡 | R08～10 | 浜松市 | 市 |
| 浜松城跡 | 市史跡 | 中期～長期 | 浜松市 | 市 |
| 光明山古墳 | 国史跡 | R07～11 | 浜松市 | 国／市 |

この他、整備事業を検討する史跡等：赤門上古墳（県史跡）、犀ヶ崖古戦場（県史跡）、郷ヶ平4号墳（市史跡）、北大里遺跡（市史跡）、ヒラシロ遺跡（市史跡）、根堅遺跡（未指定） 財源 国：文化庁補助金 市：市費

日常的な管理に資する小規模な整備事業については、それぞれの指定文化財が置かれた状況を勘案して、適切な対応を図る。特に、樹木や草竹の繁茂によって、史跡や名勝の保護や周囲の安全確保に支障が生じている場合は、文化財の保護と公園等の適切な利用を前提にした環境整備を行う。

巨木や社叢、群落といった天然記念物については、樹木が成長しすぎることがないように努める。問題が生じている樹木については、専門家の指導や助言を受けたうえで、天然記念物としての価値を維持するため適切に剪定を行う。個人や法人が所有する樹木についても、適切な管理が行えるよう、所有者等に環境整備を促す。また、アカウミガメの産卵地のように天然記念物に指定されている動植物の生育環境についても、適切な保護を図れるように現況調査を進める。

埋蔵文化財の保存 埋蔵文化財については、今後も文化財保護法に則った適切な取扱いを続ける。埋蔵文化財に関わる「把握・周知」、「調整」、「保存」、「活用」といった諸段階に沿った業務が円滑に進められるよう、調査事業や活用事業の優先順位や必要性を明確にし、推進体制を整備する。埋蔵文化財包蔵地の分布図は、5年に一度の更新を目安とする。また、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事に関する届出や通知といった手続きの徹底、試掘確認調査や本発掘調査を適正に実施する。

埋蔵文化財の活用については、現地説明会の開催とともに、発掘通信の発行やHP、SNSなどのメディアを通じ、遺跡調査成果の速報に心掛ける。また、調査成果をいち早く伝える速報展示とともに、テーマを持った出土品の展覧会を企画し、市民に対する調査成果の公開を進める。発掘調査速報展『浜松の遺跡』は、5～6年程度の周期での開催を目指す。また、発掘調査報告書はインターネット上に電子データを公開するなどして、幅広い活用に努める。

表5-9 文化財の保存、継承、修理、整備に関する取組と事業（P114以降に詳細を掲載）

| 文化財の保存、継承、修理、整備に関する取組 | 恒常事業名・事業内容（事業番号） |
|-----------------------|----------------------------------|
| 文化財の新指定 | 文化財調査顕彰事業 文化財の調査（恒1-①） |
| 保存活用計画の策定 | 文化財保護継承事業 指定文化財の環境整備、修理（恒2-②） |
| | 文化財保護継承事業 文化財保存費の助成（恒2-③） |
| 有形文化財の保存、修理 | 文化財保存施設公開事業 文化財建造物の公開、管理運営（恒3-①） |
| | 文化財活用地域連携事業 アカウミガメ保護事業（恒4-①） |
| 無形民俗文化財の継承 | 文化財活用地域連携事業 歴史文化の道整備事業（恒4-②） |
| | 文化財活用地域連携事業 無形民俗文化財活性化事業（恒4-③） |
| 記念物の維持管理と整備 | 文化財活用地域連携事業 史跡等整備活用事業（恒4-④） |
| | 埋蔵文化財調査事業 埋蔵文化財の試掘確認調査（恒5-①） |
| 埋蔵文化財の保存 | 埋蔵文化財調査事業 埋蔵文化財の本発掘調査（恒5-②） |

（4）文化財を継承する技術・材料・生産体制に関する取組と事業

原材料の確保 市域を超えた文化財を継承するために必要な技術や材料、その生産体制などの問題については、国や県が示す方針に従い対応するとともに、広域連携に努める。一方、本市が関わる文化財を継承するために必要な技術・材料・生産体制については、個別の文化財の事情に即して計画的に検討する。例えば、龍潭寺庭園（国名勝）の池泉護岸に用いられている赤松は国産品の生産地が限られているので、修復に関する計画と原材料の生産地を含めた確保などの対策を講じていく。また、歴史的建造物の屋根材に使われるカヤについては全国的に材料が不足しており、地域内での調達が求められている。本市においても、地域の湿地環境の保全とも連携し、市内においてカヤの生産（栽培）を検討する。

有形民俗文化財や伝統的生活文化など、小地域の中で伝承されてきた文化財についても、その原

材料の確保について市が措置を施す必要があるか、今後、個別案件に即した対策のあり方を検討する。

保存技術者とその養成 文化財保存技術者の問題についても、国や県が示す方針に従い対応する。市は、市内に文化財保存技術者に該当する方がいないか、保存技術の選定を考慮した上で、恒常的な情報収集に努める。また、民俗文化財や伝統的生活文化などにかわる保存技術については、その概念を広く捉え、養成、継承に関わる支援を進める。

表 5-10 文化財を継承する技術・材料・生産体制に関する取組と事業（P114以降に詳細を掲載）

| 文化財継承する技術・材料・生産体制に関する取組 | 恒常事業名・事業内容（事業番号） |
|-------------------------|--------------------------------|
| 原材料の確保 | 文化財調査顕彰事業 文化財の調査（恒 1-①） |
| 保存技術者とその養成 | 文化財保護継承事業 文化財保護に係る調査委託等（恒 2-①） |

（5）防犯・防災対策及び災害発生時の対応に関する取組と事業

① 防犯対策

防犯対策 文化財の防犯対策については、所有者をはじめとした見回りなどの防犯活動の実施等の防犯対策を講じるように促していく。特に、無住の指定文化財建造物や指定美術工芸品を保管する建物については、盗難やき損が生じない対策を講じるよう、所有者に推奨する。また、施錠や防犯灯、防犯センサー、警報装置、防犯カメラ・モニター・レコーダー等の防犯設備の設置についても、所有者に設置を促すとともに、設置に関する助成制度を案内する。文化財所有者には、文化庁が刊行する『文化財防犯の手引き』などのパンフレットを配布し、防犯意識の向上に努める。

さらに、警察や消防機関と指定文化財リストなどを通じた情報共有を進め、所有者を含めた防犯体制の強化を目指す。

事故・犯罪発生時 事故やき損、盗難などの犯罪が発生した際に的確に対応するため、関係機関や警察などの連絡先を平常時から明示するよう、所有者に促す。犯罪行為が発生した場合、所有者や警察と協力のもと、その手口を調査し、防犯環境上の弱点を改善し、再発防止策を講じるように勧める。

② 防災対策

地震対策 建造物については、国や県が示す基準に合わせ、大規模地震等に備えた耐震対策を講じる。県では、文化庁の「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」に基づき、大規模地震時に倒壊しない「安全確保水準」を満たすことを最低限の基準と捉えている。本市においても県と同様の基準を用い、修理などの機会に耐震診断を行い、十分な耐震性が確保できない建造物については、耐震補強工事が実施できるように支援していく。

文化財建造物の耐震補強工事については、その価値を低下させることなく実施する必要があること、耐震補強工事単独で実施すると高額になることから、大規模修理あるいは半解体修理の際に合わせて実施する。個人や法人が所有、管理する建造物については、国や県、市の規定に基づき予算の範囲内で補強工事を含む修理事業の費用の一部を補助する。

史跡や名勝においても、個別の保存活用計画策定の機会を活用し、適切な地震対策が講じられるような内容記載を検討し、非常時に備える。

防火対策 有形文化財等の日常的な防火対策については、文化庁が示す「国宝・重要文化財（建

表 5-11 優先的に防災対策を講じる建造物

| 名 称 | 種別等 | 内 容 | 時 期 | 主 体 | 財 源 |
|----------|-----|------------|-------|-----|---------|
| 方広寺七尊菩薩堂 | 国重文 | 環境整備（覆屋修理） | 短期～中期 | 所有者 | 国/県/市/所 |
| | | 警報設備更新 | 短期～中期 | 所有者 | 国/県/市/所 |
| 浜名惣社神明宮 | 国重文 | 消火設備更新 | 短期～中期 | 所有者 | 国/県/市/所 |
| 鈴木家住宅 | 国重文 | 消火設備更新 | 短期～中期 | 所有者 | 国/県/市/所 |
| 寶林寺仏殿・方丈 | 国重文 | 消火設備更新 | 中期～長期 | 所有者 | 国/県/市/所 |
| 中村家住宅 | 国重文 | 消火設備更新 | 中 期 | 浜松市 | 国/市 |
| | | 自火報設備更新 | 短期～中期 | 浜松市 | 国/市 |

財源 国/県/市：文化庁、県、市の文化財保存修理補助金 所：所有者

造物)の防火対策ガイドライン」及び「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づき、市は文化財の所有者や消防署等の協力を得ながら各文化財及び保管施設の点検を行い、防火体制の現況把握に努める。

市は、消防法で求められる消火器等を設置するように所有者へ促すとともに、自動火災報知機、消火栓等の消火設備の設置についても所有者に求め、火災による滅失を防ぐ。また、既に設置されている自動火災報知機、消火栓等の消火設備については、法令等に基づく定期点検を確実に実施し、修理が必要とされたものについても確実かつ迅速に修理を行うよう指導を徹底する。なお近年、電気系統に起因する出火が増加していることから、市は、配電盤や分電盤についても、定期的な点検や清掃を所有者に促す。

風水害対策・土砂災害対策 近年増加する大型台風やゲリラ豪雨から文化財を守るため、市は事前に津波ハザードマップ等で文化財の所在地と浸水想定域の関係を確認しておく。また、動産である有形文化財については、避難方法や避難経路のほか、博物館や分館、美術館などの緊急避難場所についても、あらかじめ明らかにしておくよう市は所有者に促す。さらに、建造物については、周辺の樹木を適切に管理するとともに、台風等で倒木の危険がある樹木については、伐採も含めた対応を検討する。

不動産である建造物、史跡・名勝・天然記念物などについては、周囲の状況に応じた対策を事前に講じるよう所有者に注意喚起する。天然記念物の樹木や名勝内の樹木については、静岡県文化財保存協会発行の小冊子『樹木を診る』を参考にしながら、指定樹木の育成環境に支障を及ぼす周囲の影響樹木や、危険が生じる恐れがある生育しすぎた枝等の剪定管理を行い、台風等の際に倒木・落枝被害が発生しないための対策を進める。

河川又は急傾斜地にある文化財については、土木所管課の協力も得ながら可能な安全対策を講じるように促していく。

③ 災害発生時の対応

対応体制 災害発生時においては、「静岡県文化財防災マニュアル」及び「浜松市地域防災計画」、「浜松市文化財保護・保存事業 大規模災害時復旧対策マニュアル」等に従って対策を講じる。

大規模な災害が生じた場合は、市だけではなく、県、さらには文化庁を通じた広域的なネットワークを通じ、災害に対応する。市は、できるだけ初期において所管施設の安全を確認し、文化財救済の基地を確保し、文化財の被害把握や救済等に従事する。初動基地を市文化財課、博物館本館、地域遺産センターの3か所に設け、市災害対策本部「博物館・文化財救済担当」を配備する(「浜松市災害対策本部 災害時初期対応マニュアル(大規模災害時)」)。

表 5-12 浜松市災害対策本部 博物館・文化財救済担当 配備計画

| 所属・役職 | | 配備先 | 担当 |
|-------|------------|----------|--|
| 班長 | 文化財課長補佐 | 文化財課 | 文化財救済の指揮・統括に関すること |
| 副班長 | 保護活用グループ長 | | 配備先 3 か所の相互連絡に関すること |
| 班員 | 保護活用グループ | | 被災した文化財の初動救済に関すること 県を通じた救済体制との調整に関すること |
| 班員 | 埋蔵文化財グループ長 | 地域遺産センター | 地域遺産センターの施設・所蔵品の防災 市内の文化財被災状況の情報収集 被災文化財の緊急避難先の確保、仮受入れ |
| 班員 | 埋蔵文化財グループ | | |
| 班員 | | | |
| 班員 | 博物館長 | 博物館本館 | 博物館と分館・各収蔵施設と所蔵品の防災 市内の文化財所蔵施設の被災状況情報収集 被災文化財応急補修用品の配備 |
| 班員 | 博物館運営グループ長 | | |

※文化財課長は、本部員として災害対策本部に配備

文化財レスキュー 市は、県との連携を深め、後述する静岡県文化財等救済ネットワークの構成団体や、静岡県文化財等救済支援員、静岡県文化財建造物監理士の協力を得て、早期に被災状況を把握するように努める（図 5-2）。また、文化財の被災状況を県文化財課に報告し、応急処置等について支援を求める。また、被災状況の確認と並行して、関連団体等の協力を得ながら文化財の消失や散逸を防ぐための支援も行う。

広域支援の受入等については、県がその窓口となる。救済活動については、市は静岡県文化財等救済ネットワークの役割分担や支援内容を県とともに調整する。市は広域支援等を受け入れ、救済活動に協力して取り組む。

なお、発災時にき損等が及んだ文化財の被害を速やかに確認し、適切な救済処置につなげるため、市が構築するデータベースを活用し、文化財救済関係者が文化財の基礎的な情報を共有できるような体制を整備する。

④ 防災・救済体制の構築と活動

文化財の防災・救済については、国や県とともに、文化財の所有者、地域住民、文化財とその防災・救済に関する組織・団体、専門家などが一体となって取り組む。

静岡県文化財等救済ネットワーク 県では、文化財等の救済を目的とする関係団体によるネットワークを平成 24 年（2012 年）3 月に立ち上げ、毎年、情報共有会議を開催している。大学研究室、博物館関係団体、NPO、各種学会、関係業者、市町文化財行政主管課等が参加しており、発災後には、県文化財課が事務局となり情報提供及び支援依頼を行うとともに、支援調整を行う。市は県のネットワーク組織の充実に協力する。

静岡県文化財等救済支援員 県では、文化財の救済活動に関するボランティア人材（静岡県文化財課等救済支援員）の登録制度を平成 24 年（2012 年）11 月に創設している。また、有形文化財の取扱いなどの実践的な技術を学ぶ講座を毎年定期的で開催して、個々のスキルアップを目指している。市はこれらの事業に協力し、文化財ボランティア講座の開催等を通じ、静岡県文化財課等救済支援員への登録を促す。

静岡県文化財建造物監理士 県では、歴史的建造物を調査し、地震等の災害から守るための人材を養成する講習会を平成 22 年度（2010 年度）から実施し、静岡県文化財建造物監理士への登録を

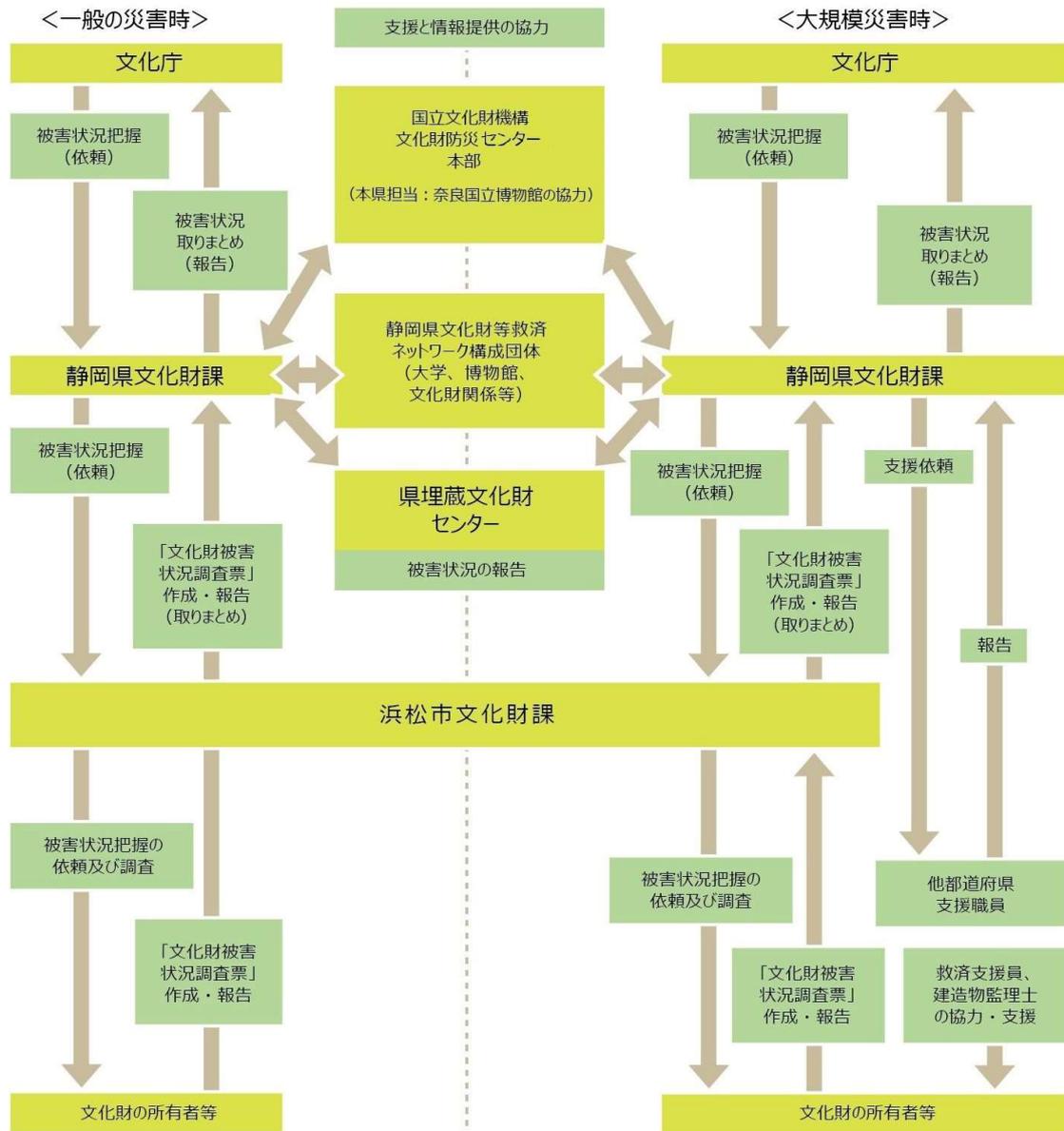


図 5-2 災害時における文化財の被害状況把握のフローチャート

進めている。同監理士は、歴史的建造物の耐震に関する予備診断のほか、発災後には被災した歴史的建造物の危険度判定や応急措置に取り組む。市は県と協力して、同監理士との連携を深められるよう、平常時からの情報共有や連絡調整を進めていく。

市における救済体制 市は県が構築する文化財等救済ネットワークに協力、参加するとともに、台風による風水害等、市域を中心に発生する災害に対応する体制の構築を目指す。県との協力のもと、静岡県文化財等救済支援員や静岡県文化財建造物監理士等、市内で救済活動が可能な人員を把握し、防災体制の構築を進める。

他の都道府県、指定都市との連携 他の都道府県や指定都市とは、関東甲信越静岡ブロック会議や東海ブロック会議、指定都市文化財行政主管者協議会等を通じて連携強化について議論を更に深めるとともに、発災時には、相互応援協定に沿った活動を行うよう調整する。

文化財関係施設の連携 博物館等の文化財関係施設の発災時における対応については、国立文化財機構に推進本部を置く「文化財防災ネットワーク」の機能を活用する。また、市はその調査研究

表 5-13 大規模災害時文化財復旧対策事業実行事項一覧

| アクション名 | 目標指標 |
|-----------------------|-------------------------|
| 被災地域への迅速な普及対策の推進 | 文化財収蔵施設の状況把握 |
| 各地文化財防災・災害復旧研修会への参加 | 年最低1回 |
| 災害史・文化財防災パネル展示等の開催 | 年最低1回 |
| 文化財ボランティア養成講座の開催 | 市内ボランティア講座修了生延べ人数 500 名 |
| 県と連携した市内文化財ボランティアの組織化 | ボランティア登録人数 300 名 |
| 県・市防災ボランティア団体との連携 | 県との連携、交流会への参加 |
| 災害時文化財復旧職員の常駐 | 最低2名 |
| 静岡県文化財課との事業調整 | 非常時連絡体制、復旧任務分担の確立 |
| 災害時埋蔵文化財調査マニュアルの作成 | 浜松市版の作成 |
| 指定文化財の防災・減災（耐震指導） | 指定文化財一巡 |
| 文化財防災・災害復旧用品の備蓄 | 市内7か所への復旧用品備蓄 |
| 被災文化財一時保管施設の確保 | 候補施設の調整 12 か所 |
| 文化財収蔵施設の耐震化 | 市内10か所の施設 収納棚等の耐震含む |
| 災害史・防災出前講座の開催 | 出前講座要望に対応 |

成果を関係者に情報提供するとともに、研修、指導、助言等を受け、市内外の文化財関係施設がそれぞれの特徴、強みを活かして被災により支援を求めている相手に対し、適切な支援が行われるように、相互連携による防災・救済体制の強化を図る。

防災訓練 県では、例年8月下旬に行われる県総合防災訓練に併せて、市町、救済ネットワーク、救済支援員、建造物監理士と連携した被災状況伝達訓練が実施されている。市は、こうした訓練に積極的に関わるとともに県の体制強化に協力し、被害伝達訓練をするなど、発災時の情報収集を迅速に行うための訓練を充実させる。また、市の文化財救済担当配備計画に従い、実際の配備と対応を想定した訓練も実施する。

さらに、毎年1月26日に実施される文化財防火デーに各地で行われる消火訓練をはじめ、各訓練への積極的な参加を関連部署や関連構成員・構成団体に働きかける。特に、重要文化財建造物については、消防庁が示す「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」に基づいた実践的な訓練を実施し、防火体制の充実・強化を図る。

防災意識の向上 市は、防犯や防災に関係する研修へ参加するなど、職員の意識向上に努めている。また、市は、地域の学術機関や団体と連携して、過去の災害史を検証することも合せて行う。

大規模災害時文化財復旧対策事業 本市では「大規模災害時文化財復旧対策事業」を推進しており、表5-13に示す目標指標の達成を目指す。

表 5-14 防犯・防災対策及び災害発生時の対応に関する取組と事業（P114以降に詳細を掲載）

| 防犯・防災対策及び災害発生時の対応に関する取組 | 恒常事業名・事業内容（事業番号） |
|-------------------------|---|
| 防犯対策、防災対策 | |
| 災害発生時の対応 | 文化財施設公開事業 文化財建造物の公開、管理事業（恒3-①） 文化財活用地域連携事業 大規模災害時文化財復旧対策事業（恒4-⑤） |
| 防災・救済体制の構築と活動 | |

（6）文化財の担い手・保存活用の推進体制に関する取組と事業

文化財の関係者等 市は、文化財の所有者や保存団体、文化財に関係する市民や市民団体、研究機関、学校、NPO、企業等に対して、保存活用に関する働きかけを積極的に行う。

市は文化財の所有者や管理者、保存団体といった直接的な関係者に、文化財の保存活用に関する

表5-15 無形民俗文化財保護団体連絡会の加入団体一覧（順不同）

| 番号 | 文化財名称（指定区分） | 種別 | 団体名 | 事務局所在地等 |
|----|------------------|-----|---------------------|---------|
| 1 | 寺野のひよんどり | 国指定 | 寺野伝承保存会 | 北区引佐町 |
| 2 | 川名のひよんどり | 国指定 | 川名ひよんどり保存会 | 北区引佐町 |
| 3 | 懐山のおくない | 国指定 | 懐山おくない保存会 | 天竜区懐山 |
| 4 | 西浦の田楽 | 国指定 | 西浦田楽保存会 | 天竜区水窪町 |
| 5 | 呉松の大念仏 | 県指定 | 遠州大念仏呉松組 | 西区呉松町 |
| 6 | 滝沢の放歌踊 | 県指定 | 滝沢放歌踊り保存会 | 北区滝沢町 |
| 7 | 横尾歌舞伎 | 県指定 | 横尾歌舞伎保存会 | 北区引佐町 |
| 8 | 川合花の舞 | 県指定 | 川合花の舞保存会 | 天竜区佐久間町 |
| 9 | 西浦の念仏踊 | 県指定 | 西浦自治会 | 天竜区水窪町 |
| 10 | 遠州大念仏 | 市指定 | 遠州大念仏保存会 | 北区滝沢町 |
| 11 | 妙功庵観音堂の百万遍念仏と念仏講 | 市指定 | 妙功庵観音堂の百万遍念仏と念仏講保存会 | 北区細江町 |
| 12 | 犬居つなん曳 | 市指定 | 犬居自治会(龍勢社) | 天竜区春野町 |
| 13 | 勝坂神楽 | 市指定 | 勝坂神楽保存会 | 天竜区春野町 |
| 14 | 滝沢のシシウチ行事 | 国選択 | 滝沢おくない保存会 | 北区滝沢町 |
| 15 | 今田花の舞 | 県選択 | 今田花の舞保存会 | 天竜区佐久間町 |
| 16 | 神沢のおくない | — | 神澤おくない継承同好会 | 中区富塚町 |
| 17 | 東久留女木の万歳楽 | 市認定 | 東久留女木地区 | 北区引佐町 |
| 18 | 雄踏歌舞伎「万人講」 | 市認定 | 雄踏歌舞伎保存会「万人講」 | 西区雄踏町 |
| 19 | 浦川歌舞伎 | 市認定 | 浦川歌舞伎保存会 | 天竜区佐久間町 |
| 20 | 息神社の田遊祭 | 市認定 | 田遊祭保存会 | 西区雄踏町 |
| 21 | 有玉神社の流鏝馬神事 | 市認定 | 有玉神社 | 東区有玉南町 |

※No.1～3は、併せて「遠江のひよんどりとおくない」として重要無形民俗文化財に指定

幅広い情報を共有し、助言に努める。また、国や県、市が関わる補助金などの助成を通じて、文化財の着実な保護・継承を促す。

市は地域住民や市民団体に対して、広く文化財に関心を寄せてもらえるような情報発信に努める。また、クラウドファンディング等、文化財に関心を持つ市民から保存活用について資金援助を受ける仕組みを研究し、所有者に情報提供する。さらに、専門家の解説のもと文化財及び周辺の清掃や草刈り、活用事業などについても、広く市民の参画を得られるよう努めていく。

市は小・中学校、高等学校、大学との連携を深め、文化財の保存活用に関する活動を協力して進めるとともに、新たな創造活動を支援する。

また、市は文化財に関わるNPOや企業との連携をさらに深め、保存活用事業を協働で進められるような仕組みづくり、情報共有に努める。また、文化財の保存活用について助成を行っている企業や民間団体の情報を広く集め、文化財の修理や活用事業への助成金の利用を文化財関係者、所有団体に促していく。さらに、地元の商工団体等との連携を図り、地元企業については、地域の文化財保存活用に対するCSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）が図られるような関係性の構築も目指す。

文化財関連団体の連携促進 市は、文化財の保存団体をはじめ、ボランティアガイド、歴史や文化を愛好する団体や、観光協会をはじめとした観光振興を目的とする団体との連携を深め、講座や見学会等への参加を促すとともに、民間団体の活動を奨励して、文化財に係る取組の活性化を図る。また、類似した設立目的を持った団体を交えた意見交換等を行い、関連団体の意見調整や団体が抱える課題等の情報収集に努める。

浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会 本市では、無形民俗文化財を保存継承する団体が集まり、無形民俗文化財の保存継承に関する取組や課題などの情報を共有する「浜松市無形民俗文化財保護

表 5-16 無形民俗文化財の継承に関する事業

| 事業名称等 | 内 容 | 期 間 | 主 体 |
|-------------------|-----------------|--------|------|
| 無形民俗文化財保護団体連絡会の活用 | 連絡会の運営（市は支援） | R03～長期 | 保／市 |
| 学校教育と連携した継承活動 | 保存会講師による学習 | R03～長期 | 市／保 |
| 大学との連携 | 大学生等による継承活動の支援 | R03～長期 | 市／大学 |
| イベントの開催等 | 体験ブースの設置など | R03～長期 | 市／保 |
| 公演活動の実施 | 外部公演への参加 | R03～長期 | 保 |
| 公演活動の支援 | 激励金の交付、外部公演への随行 | R03～長期 | 市 |
| 諸用具の整備 | 諸用具整備（市は支援） | R03～長期 | 保／市 |
| 三遠南信ふるさと歌舞伎 | 3年に1回、遠州地域での開催 | R03～長期 | 市 |

財源は市の一般財源が中心。保存会の活動は、国や県の補助金や各種助成金を活用 主体 保：保存会

団体連絡会」が組織されている（平成 25 年（2013 年）発足）。市は、会の運営に協力するほか、会報『遠江・山と里の民俗』の刊行を引続き支援する。また、今後も未加入の保護団体には同会を紹介するなど、会の充実に協力する。

無形民俗文化財の担い手育成 市は、無形民俗文化財を確実に伝承し、地域活性化に資するための諸事業を行う。無形民俗文化財保存会講師による行事・所作の学習をはじめ、祭礼や公演の一部を子供たちが担うサポーター制度、諸用具の整備、大学と連携した継承活動等を引き続き支援する。また、市立の小・中学校での周知継承活動に関しては、「はままつ人づくりネットワークセンター」への団体登録について教育委員会とも協力し、講師派遣などの活動を支援する。さらに、市内で行われる都市フェスティバルなどの機会を利用し、無形民俗文化財に触れるイベントの開催や体験ブースの設置を検討する。

文化財保護指導員 市は、県が実施する文化財パトロール事業に引き続き協力し、文化財の現状確認を進める。市が主催する文化財ボランティア養成講座は、静岡県文化財等救済支援員への登録を促すことを目的に実施するが、将来的には、市としての文化財保護指導員の養成を視野に入れた事業内容の変更を検討する。

静岡県建築士会 市は静岡県建築士会に加入する人材に対して、文化財建造物の研修会指定建造物の耐震予備診断、災害時の被災した歴史的建造物の応急危険度判定や応急措置などを担う静岡県文化財建造物監理士の講習会（県主催）への参画を支援する。

浜松市文化振興財団 本市の外郭団体である浜松市文化振興財団との連携を深め、多様な創造的活動主体の発掘・育成・交流を進める。また、財団内に置かれた「浜松アーツ&クリエーション」などの中間支援機能を活用し、文化財保存活用事業との連携を深められるよう、働きかけていく。

文化財保存活用支援団体指定の取組 市は、文化財の保存活用に取り組む社団法人や財団法人、NPO、企業等、法人格を持たない任意の団体などを、文化財保存活用支援団体として指定できるか検討する。指定の検討にあたっては、各団体の活動実績を踏まえ、適切な役割分担のもとに円滑に連携できるよ



図 5-3 中学生による祭礼参加
(清竜中学校 神澤のおくない)

うに意見交換の場を設けるなど、認識の共有に努める。

保存活用推進体制 拡大と変化を続ける文化財の保存活用業務に対応するため、文化財行政に関する庁内組織の協力のもと、市の推進体制の強化に努める。美術工芸品の保存活用については美術館との連携をさらに進めるとともに、後述する地域遺産センターと博物館の業務連携を深め、調査研究機能の強化を目指す。

市職員の人材育成 本市では、文化財の保存活用に関する事業を効果的に進めるため、地域の文化財を総体として把握し、その保存と活用のための計画等を立案し、実行できる人材の育成に努める。また、文化財担当職員の資質能力は、自己研鑽と組織的な育成によって絶えず向上が図られるという意識のもと、各職員に国や県と連携した研修等に参加するように促す。文化財行政に係る基礎的な研修に加え、保存活用事業に関する各種研修や、文化財の種類を超えた総合力を高めるための育成研修、個別文化財の専門研修等については、国や県の事業を活用する。

表 5-17 文化財の担い手・保存活用の推進体制に関する取組と事業（P114 以降に詳細を掲載）

| 文化財の担い手・保存活用の推進体制に関する取組 | 恒常事業名・事業内容（事業番号） |
|-------------------------|--|
| 文化財の関係者等との関係構築 | |
| 文化財関連団体の連携促進 | |
| 浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会 | 文化財調査顕彰事業 文化財の調査（恒 1-①） |
| 無形民俗文化財の担い手育成 | 文化財保護継承事業 指定文化財の環境整備、修理（恒 2-②） 文化財保護継承事業 文化財保存費の助成（恒 2-③） |
| 文化財保護指導員 | 文化財活用地域連携事業 無形民俗文化財活性化事業（恒 4-③） |
| 文化財保存活用支援団体指定の取組 | |
| 保存活用推進体制、市職員の人材育成 | |

（7）文化財の活用に関する取組と事業

活用事業 文化財の活用については、鑑賞といった公開のほか、教育や観光、産業等の多分野に関わるように努める。学校教育現場における文化財の活用についても、学習指導要領等の内容を踏まえ、効果的な活用事業を進める。市は、地域遺産センターや博物館及びその分館を有効活用し、効果的な活用事業を行う。施設に関する具体的な取組については後述する。また、市が主催するシンポジウム、講座といった活用事業も継続的に進める。

文化財に関わる団体や個人の活用事業について、市は、助言や協力、規定の範囲での財源補助などを行うとともに、活動の情報収集に努める。財源補助の対象にすることが難しい未指定文化財については、市の文化財認定などを通じて関わりを深め、文化財課とは異なる部署からの助成事業等を活用した支援を検討する。

情報発信 指定等文化財の基礎的な事項や、修理や整備状況、文化財関連のイベント等の時限的な情報の公開については、ホームページや冊子等を通じて進めていく。情報発信については、ポスター、チラシ、広報誌といった紙媒体のほか、スマートフォン、タブレット端末の利用も意識し、SNS等への投稿など、ICTの活用にも努める。文化財のデータベースについてはオープンデータ化を進め、文化財に関するデジタルアーカイブの構築、公開と合わせ、市民による一層の活用を目指す。

報道機関に向けては、文化財に関する話題提供の充実に努め、新聞、テレビ、ラジオを通じた情報発信も同時に進めていく。さらに、現地における文化財案内看板等の整備においても、QRコー



図5-4 こけら葺き体験

ド等を用いた多言語対応や詳細情報の提供、AR・VRの活用など、ICTの導入を検討する。

文化財関連図書 文化財調査や保存修理等の文化財報告書については、可能な限り、冊子としての刊行を目指す。文化財課の年度ごとの事業報告『浜松市文化財調査報告』や博物館の事業年報及び研究紀要である『浜松市博物館報』は継続的に刊行する。指定等文化財の基礎的な調査報告書については、学術的な価値を示す基本図書としての役割に加え、展示や講座といった活用事業にも転用しうる

性格を備えている。市が編集・刊行する文化財報告書については、今後の活用を見越した内容や構成に配慮するほか、概要版を作成するなど、市民に向けた多様な情報提供の方策を検討する。

リーフレットやガイドブックなどの普及に特化した図書の刊行は、広く文化財の魅力を伝える手段として有効である。本市では、平成20年（2008年）から文化財ブックレットの刊行を重ねてきたが、今後も既存の文化財報告書等の内容を基礎に、普及用図書の編集、また、文化財関連図書については、過去の刊行を続ける。

また、文化財関係図書については、過去の刊行本を含め、条件が整う範囲において電子版を作成し、インターネット上での公開を進める。

講座等の充実 市は、展示、講座、見学会、シンポジウムといった文化財の学習機会の充実を図る。文化財を活かし、市民の新たな創造活動につなげていくため、質の高い情報提供を目指すとともに、新たな調査成果の公表や、修理や整備の進捗、新指定等を普及啓発の好機と捉え、公開事業を一層充実させる。

市は、市民主体の企画による文化財講座の開催を支援するとともに、職員が市内の各種団体などに出向いて事業内容を解説する「出前講座」を活用し、市民主体の活用事業の充実に努める。大工道具を実際に使用したり、土器づくりを行ったりするような文化財に関する工作、体験学習に加え、食文化や農林水産業などの生業と文化財との関わりを積極的に見出し、歴史的建造物や美術工芸品、民俗文化財、記念物等の活用事業に活かせるイベントの開催を検討する。銅鏡チョコや土器形クッキーづくりといった食と文化財を掛け合わせたワークショップ等は、高い専門性を付与し、学習効果の向上を目指す。市が行うワークショップ等については、その内容を含め、今後も積極的な開拓、事業展開を進めていく。

観光施策との関係 市は、DMO、観光協会、ボランティアガイド団体、その他各種団体や個人との連携を深め、文化財を核として、地域の食や物産、体験活動等を組み合わせることにより、地域全体の魅力が伝えられるように働きかける。特に、複数の文化財についてストーリーをもって結び付け、周遊型、滞在型の観光コンテンツとして情報提供できるよう、今後も情報収集に努める。

歴史的建造物等で、音楽、演劇、祝宴等の特別な催しを行うユニークベニューの取組や、リビングヒストリー（生きた体感プログラム）の取組についても開催団体等への支援を続ける。文化庁が刊行する『ユニークベニューハンドブック』等を活用し、関連団体へ活用事業の情報提供に努める。また、市としても、文化財の普及啓発に資するモデル事業の開催を検討する。

一方で、文化財の本質的価値を損ねるようなイベントが過剰に広がらないよう注意を払うとともに、市文化財課は文化財の専門的見地を持って観光施策に関わる。

公開文化財建造物 本市が管理する文化財建造物については、積極的な活用が図られるよう、個別案件が抱える環境に即して検討する。

表5-18 本市が管理している文化財建造物の活用の方向性

| 名称 | 種別 | 活用の方針 | 財源 |
|--------------|-----|---------------------------|-----|
| 中村家住宅 | 国指定 | 活用事業の積極的な検討（重点事業） | 国/県 |
| 鈴木家住宅 主屋・釜屋 | 国指定 | 活用事業の積極的な検討（恒常事業） | 国/県 |
| 旧王子製紙製品倉庫 | 県指定 | 近代化遺産紹介の拠点化検討 | 県 |
| 旧浜松銀行協会 | 市指定 | 木下恵介記念館として活用 | 市 |
| 内山家住宅長屋門 | 市指定 | 内山真龍資料館内施設として活用（重点事業） | 市 |
| 旧舞坂脇本陣 | 市指定 | 舞阪宿を紹介する公開施設として活用（恒常事業） | 市 |
| 中村家住宅長屋門 | 市指定 | 中村家住宅と一体となった活用事業を検討（重点事業） | 市 |
| 旧住吉浄水場関連施設 | 国登録 | 保存と活用に関する方策を管理部局とともに検討 | — |
| 旧常光水源地ポンプ室 | 国登録 | 保存と活用に関する方策を管理部局とともに検討 | — |
| 旧二俣町役場 | 国登録 | 本田宗一郎ものづくり伝承館として活用 | 市 |
| 旧気田村立勝坂小学校校舎 | 国登録 | 活用事業の積極的な検討 | — |
| 旧田代家住宅 主屋・土蔵 | 国登録 | 観光交流施設として活用（重点事業） | 市 |
| ヤマタケの蔵 | 国登録 | 地域活性化の拠点として活用 | 市 |

財源 国/県：文化庁、県の活用事業関連補助金 市：一般財源

表5-19 文化財の活用に関する取組と事業（P114以降に詳細を掲載）

| 文化財の活用に関する取組 | 恒常事業名・事業内容（事業番号） |
|--------------|--------------------------------|
| 活用事業、情報発信 | |
| 文化財関連図書 | 文化財調査顕彰事業 文化財の活用（恒1-②） |
| 講座等の充実 | 文化財施設公開事業 文化財建造物の公開、管理事業（恒3-①） |
| 観光施策との関係 | 文化財活用地域連携事業 歴史文化の道整備事業（恒4-②） |
| 公開文化財建造物 | |

（8）地域遺産センターに関する取組と事業

主要な取組 地域遺産センターでは、これまでの役割を踏襲しながら、古墳や民俗芸能等、本市を代表する文化財群や、北区を中心とした文化財の保存活用を柱として事業を推進する。地域遺産センターの施設については、緊急度・重要度を見極めながら計画的に修繕を図る。展示内容については、後述する関連文化財群（古墳、民俗芸能）や文化財保存活用区域（奥浜名湖区域）に関する内容に移行させる。人員不足については、職員配置や民間活用のあり方を検討しつつ、市民と連携した体制を構築していく。資料保管状況については、未整備であるセンター3階の有効活用や、長期的に資料の一括保管が可能な収蔵施設の確保を推進する。

埋蔵文化財保護業務の推進 本センターの中心的業務である埋蔵文化財保護の各業務を着実に実施するため、出土遺物や調査記録データ等の適切な保管環境を整えていくとともに、外部機関との連携や庁内外での研修等により、職員の能力向上を推進していく。また、調査成果を広く周知するために、展示・講座・見学会等の開催や、「全国遺跡報告書総覧」への登録を継続し、所蔵する報告書等については、市民への閲覧に供せられるように図書室・閲覧室の整備を検討する。

文化財保存活用事業の推進 後述する関連文化財群（古墳、芸能）や保存活用区域（奥浜名湖区

域)は、いずれも本センターと深く関わるため、それらの文化財を中心とした保存活用事業を推進する。なお、事業の推進にあたっては、地域の市民や団体等との協働を図るべく体制の構築を行っていく。また、博物館との連携を強化し相互に事業への協力を図る。

展示 現在の展示室は、開館時の特別展「戦国の井伊谷」の内容を継続しているため、今後は地域の特性に合わせた展示内容へと更新し、展示公開エリア全体のレイアウトを再構成していく。企画展については、新指定・登録や調査による新知見が得られた文化財に関する内容を適時に開催し、併せて博物館や分館での巡回展なども視野に入れる。

講座等 展示事業等に関連した講座・講演会を開催するほか、市内各地で文化財の見学会を開催する。企画・運営にあたっては当該文化財の所有者・管理者・地域住民等市民の参画を推進することで、文化財保護の理解者や担い手の増加を図る。

体験事業等 文化財保護の啓発を図るため、次世代を担う若年層を主な対象に体験事業等を開催する。内容については、文化財に関する特徴や技術、重要性等の理解促進を主眼とし、単なるイベントに終わらないよう留意する。また、企画・運営に市民の参画を推進するとともに、そうした市民が活動できるスペースの整備を検討する。体験事業等の実施にあたっては、博物館との相互協力・機能分担に配慮する。

情報発信 市内の文化財に関する情報を、冊子の刊行やインターネットの活用（HP、SNS等）等により発信していくとともに、各種メディアへの情報提供を推進していく。

収蔵施設 本センター及び外部収蔵施設において適切な資料の保管を図るため、建物・設備の修繕・更新等を計画的に進める。また、博物館・美術館のバックアップ収蔵の役割も担っているため、収蔵資料の内容や分量について両館との調整を図りながら検討していく。

施設修繕等 長寿命化対策事業（市公共建築課主管）等により、計画的な施設修繕を推進するとともに、未整備であるセンター3階の有効活用を検討する。

収蔵資料 脆弱な出土品や写真フィルム等の劣化が懸念される資料について、博物館・美術館と調整を図りながら、適切な保管環境を整えた収蔵スペースの整備を検討する。

外部収蔵施設 市内に分散しており十分な管理が難しい複数の外部収蔵施設について、博物館と連携を図りながら長期的かつ一括的な保管が可能な収蔵施設への再編を検討する。

災害時文化財救済体制の構築 当センターは災害時の文化財救済事業の拠点のひとつに位置付けられているため、防災物品の備蓄スペースの整備を検討するとともに、災害時のマニュアルを作成し、有事に迅速かつ的確な活動が行えるように備えておく。

表5-20 地域遺産センターに関する取組と事業（P114以降に詳細を掲載）

| 地域遺産センターに関する取組 | 恒常事業名・事業内容（事業番号） |
|---------------------|--------------------------------|
| 埋蔵文化財保護業務の推進 | |
| 文化財保存活用事業の推進 | |
| 展示、講座、体験事業等 | 埋蔵文化財調査事業 埋蔵文化財の試掘確認調査（恒5-①） |
| 情報発信 | 埋蔵文化財調査事業 埋蔵文化財の本発掘調査（恒5-②） |
| 収蔵施設、施設修繕等 | 埋蔵文化財調査事業 出土品等地域遺産活用事業（恒5-③） |
| 収蔵資料 | 埋蔵文化財調査事業 地域遺産センター維持管理事業（恒5-④） |
| 外部収蔵施設災害時文化財救済体制の構築 | |

(9) 博物館・資料館等に関する取組と事業

博物館の主要な取組 蜷塚公園や伊場遺跡公園及び博物館施設を再整備する「蜷塚・伊場遺跡再生プロジェクト」を推進し、蜷塚遺跡の再整備と併せ全面リニューアルを検討する。再整備にあたっては、本市域の通史を学べる場を継続しつつ、蜷塚遺跡や伊場遺跡、銅鐸といった重要テーマに焦点を当て、資料収集、調査研究、展示・教育といった主要事業の見直しを行う。

蜷塚・伊場遺跡再生プロジェクト 蜷塚公園（博物館を含む）と伊場遺跡公園を、後述する文化財保存活用区域「浜松中心区域」の中核的な資源と位置付け、重点的に再整備事業（蜷塚・伊場遺跡再生プロジェクト）を進める。特に蜷塚公園については、まちづくりの核として集客の拠点化を目指す。同プロジェクトは、蜷塚遺跡保存活用計画の策定を手始めに進める。この計画の中で博物館の将来像も検討する。

資料収集の取組 本市の歴史文化の特徴を伝える重要資料の収集に努めるとともに、既存収集資料の保存を万全に行う。収集資料のデータ化を一段と進め、誰もが使いやすいデジタル配信を行う。歴史学習を行う市民や研究者の利便性を高めるのみならず、自宅においても博物館資料の閲覧ができるようなシステム構築を目指す。

調査研究の取組 学芸員の資質向上に努め、調査研究機能のさらなる充実を目指す。本市を代表する蜷塚遺跡や伊場遺跡について重点的に再評価・研究を進める。また、徳川家康ゆかりの歴史を市民協働で調査する。さらに、大学の研究者等と共同研究を進め、在籍する学芸員の専門の偏りを補う。

展示・教育の取組 展示については蜷塚遺跡のガイダンス施設として遺跡との一体感を醸成し、入館すると縄文時代に引き込まれるような仕掛けを構築する。実物資料の価値が実感できる展示内容を検討するとともに、展示や体験活動、運営においてデジタル技術を積極的に取り入れ、今後の更なる技術革新にも柔軟に対応できる仕組みを導入する。展示解説については、小学校高学年が理解できる程度の平易な文章とする。

教育活動については、学校や地域と連携した講座やイベント等を引き続き開催する。また、学習指導要領に即した事業を進め、夏休みの自由研究相談などを行う。

博物館施設 博物館施設については、スムーズな入館やイベント受付ができるキャッシュレス化を推進する。また、高齢者、子供、障害者、外国人など誰もが利用しやすい博物館にするため、ハード面のユニバーサルデザイン改修を行うほか、映像や音声を利用した情報発信、多言語解説を導



図 5-5 縄文時代の狩り体験



図 5-6 七輪で魚焼き体験

入する。教育普及活動を円滑に行うための設備として、雨天時対応スペース、火器、調理施設などを整備する。また、収蔵施設の再配置を行い、資料を確実に次世代に継承するとともに、重要文化財の保管が可能な展示・収蔵設備を整える。

市内各地に分散している収蔵施設を効果的に管理するため、資料の整理、分類を計画

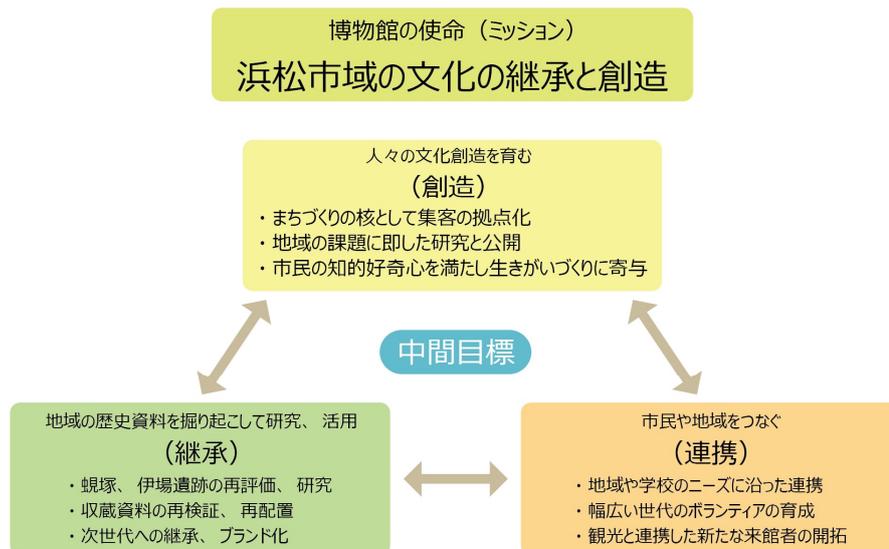


図 5-7 浜松市博物館運営についての考え方

的に進め、収蔵施設を整備する。蜷塚遺跡を再整備する中で、蜷塚公園内にある別館と第4収蔵庫の撤去を検討し、収蔵資料については、公園内に代替の収蔵施設を設置する等、再配置を目指す。

博物館運営 市民が気軽に来館し、博物館ファンを増やすきっかけを作るため、新たな試みにも取り組む。歴史と他の分野を絡めた企画、オリジナルグッズの開発、SNSでの情報発信などに大学生や高校生などのアイデアを取り入れるほか、施設リニューアルに併せ管理・運営に民間活力を導入する。民間委託後も学芸部門と教育連携部門は直営を維持し、民間事業者との役割分担によって事業を推進する。

博物館の使命 (ミッション) として「浜松市域の文化の継承と創造」を掲げ、ミッションの下で博物館の事業を実施する。「蜷塚・伊場遺跡再生プロジェクト」の計画期間を中短期目標とし、博物館運営の柱として「創造」、「継承」、「連携」の3つを設ける。

「創造」については、まちづくりの核としての集客拠点化、地域の課題に即した研究と公開の推進、来館者の知的好奇心を満たす生きがいづくり等を推進する。展示だけでは伝えきれない情報をギャラリートークや講座、広報物、SNSなどで市民に伝える。

「継承」については、重要遺跡の再評価を進めるとともに、収蔵資料の再検証、再配置を行う。また、市民の学習要望にはモデルケースを設定するなど、中長期的な取組により本市の歴史文化の8魅力を掘り起こし、次世代への継承、地域を代表する歴史文化施設としてのブランド化を図る。

「連携」については、地域や学校のニーズに沿った連携、幅広い世代のボランティアの育成、観光分野と連携した新たな来館者の開拓等を主要項目に挙げる。また、美術館、図書館、楽器博物館などの市内外文化施設や観光施設等との連携を深める。合同企画展、共通広報、総合的な事業展開を図ることで、各館が専門機能を発揮し新たな来館者を開拓する。

遺跡公園の取組 蜷塚・伊場遺跡再生プロジェクトに従い、縄文時代の最新の研究成果を反映して蜷塚遺跡を再整備する。蜷塚遺跡で縄文時代の暮らしが体感できるだけでなく、貝塚の顕在化を含めた周辺環境との一体的な整備を進める。また、蜷塚公園の豊富な植生を積極的に活かしていく。博物館やイベントを目的として訪れるだけでなく、家族連れや友達同士が憩いカフェでくつろぐなど、蜷塚遺跡の魅力を最大限活かした集客拠点にしていく。

伊場遺跡公園については、古代の最新研究成果を反映して再整備を行い、蜷塚遺跡とともに民間

活力を導入した魅力向上に努める。

分館等の取組 後述する関連文化財群や文化財保存活用区域の効果的な活用を図るため、分館と関連資料館の展示、活動の充実を図る。

水窪民俗資料館は、水窪文化会館との施設複合化により水窪地域のガイダンス機能の充実を目指す。また、西浦^{にしうれ}の田楽（国無形民俗）等の紹介、活用を主眼のひとつに据える。

春野歴史民俗資料館は、引き続き春野図書館と併せて運営していく。地域の特性である秋葉信仰を取り上げる。春野町域の歴史文化を紹介するとともに、旧周智郡の広がり意識した展示の充実や資料館の活動を目指す。

姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館については、銅鐸をはじめとする所蔵資料の価値の再検討を進め、適切な保存活用に努める。また、地域遺産センターとの性格分けを明確にし、施設再編を含め、そのあり方を検討する。

市民ミュージアム浜北は浜北文化センター内施設として主に遠州織物や遠州大念仏の関連資料を中心に展示し、指定管理者による自主的な運営を含め地域との連携を強めていく。

舞阪郷土資料館は、指定管理者の運営により舞阪図書館と併せて地域と密着した運営を継続する。また、表浜名湖地域の地域的な特性に合わせた展示内容を心掛ける。

賀茂真淵記念館と内山真龍資料館については、郷土の生んだ国学者の業績を紹介する施設として、また、地域との関わりを持ちながら、本市の博物館ネットワークの中での位置付けを検討していく。

表 5-21 博物館に関する取組と事業（P114 以降に詳細を掲載）

| 博物館に関する取組 | 恒常事業名・事業内容（事業番号） |
|-----------------|---------------------------------|
| 蜷塚・伊場遺跡再生プロジェクト | |
| 資料収集、調査研究の取組 | 文化財施設公開事業 文化財収蔵公開施設の管理運営（恒 3-②） |
| 展示・教育の取組 | 博物館運営事業等 博物館運営事業（恒 6-①） |
| 博物館施設 | 博物館運営事業等 遺跡公園運営事業（恒 6-②） |
| 博物館運営 | 博物館運営事業等 博物館展示会開催事業（恒 6-③） |
| 遺跡公園の取組 | 博物館運営事業等 学習会等開催事業（6-④） |
| 分館等の取組 | 博物館運営事業等 博物館資料調査収集活用事業（恒 6-⑤） |

表 5-22 恒常事業を中心とした文化財の保存と活用に関する課題と方針（1）

| 保存と活用に関する課題 | 保存と活用に関する方針 |
|---|---|
| 課題 1 文化財の状況把握に関する現状と課題 | 方針 1 調査研究機能の強化 方針 4 協働創造の充実 |
| <p>指定等文化財</p> <p>市指定文化財の現状把握について、必ずしも十分になされていない。政令指定都市移行後、個々の文化財の調査研究や評価が進んでいない。</p> <p>指定等文化財の現状確認調査が市内全域、全分野において網羅的に進められていない。中でも個人所有の美術工芸品等について、所在の有無を含めて現状確認が不十分である。また、個人所有の文化財については、所在地や所有者の変更など、手続きが必要な事柄についての周知も行き届いていない。</p> | <p>国や県、市の指定文化財の現状把握に努めるとともに、市認定文化財制度や既存の文化財報告等を活用して未指定文化財の情報を広く収集し、公開を進める。</p> <p>文化財調査については、重要性や緊急性、地域や種別の偏り等に留意し、実施する事業を整理する。</p> <p>文化財調査を通じて明らかにされた内容のうち重要なものについては浜松市文化財保護審議会に報告し、その価値が広く評価できる場合は、同審議会における審議を通じ、文化財指定を行う。</p> |
| <p>市認定文化財</p> <p>本市の認定文化財の価値について検討が不十分である。また、推薦制のため地域・種別に偏りがある。</p> | <p>担当職員の資質向上と調査研究を主眼に据えた組織づくりに努める。調査研究に関係する庁内組織の連携や充実を図るとともに、調査に必要な先端技術の情報を収集し、関連する機器を揃える。</p> <p>文化財の類型別にみた調査研究の課題については、それぞれの特性に合わせた解決、解消に向けて事業計画を練り上げる。</p> |
| <p>未指定文化財</p> <p>無形文化財、伝統的建造物群及び文化的景観について、指定・選定の事例がない。また、未指定の文化財について把握が進んでいない。</p> | <p>研究機関や市民団体、市民等とも協力が深められるよう、本市の調査研究機能を一層強化する。</p> <p>研究者や研究機関をはじめ、学校、地域住民、市民団体、NPO、企業等、本市の文化財に関わる個人や団体等の情報を広く集め、それぞれとの協働の可能性を探るとともに、相互の連携を促進し、文化財保護活用に係る取組の活性化を図る。</p> |
| 課題 2 文化財の調査に関する現状と課題 | 方針 1 調査研究機能の強化 方針 4 協働創造の充実 |
| <p>類型別にみた課題</p> <p>建造物</p> <p>民家の調査について、網羅的な調査が進んでいない。また近代以降の建造物について、調査後の具体的な取組がされていない。</p> <p>美術工芸品</p> <p>彫刻や絵画、工芸品、書跡・典籍について、社寺や個人が持つ物件の調査が不足している。</p> <p>北区に多く埋もれている指定文化財候補の素材について、所有者ごとの十分な把握がされていない。</p> <p>宗派ごとのまとまった美術工芸品の調査も進んでいない。</p> <p>古文書について、新出史料を含めた分野ごとの整理作業が進んでいない。</p> <p>考古資料について、重要な物件の整理や再評価が不十分である。</p> <p>歴史資料について、資料群の把握から進んでいない。</p> <p>民俗文化財</p> <p>有形、無形の民俗文化財を横断するような把握が不足しており、秋葉信仰や、霜月神楽、田楽、農村歌舞伎、巡行山車といったテーマに合わせた調査も進んでいない。</p> <p>記念物</p> <p>史跡・天然記念物について、新指定に関する事業が計画的になされていない。名勝については、北区の庭園を除き把握が進んでおらず、調査が不足している。</p> <p>無形文化財・文化的景観・伝統的建造物群</p> <p>指定・選定がなく、候補案件の抽出や把握、調査が不十分である。</p> | <p>国や県、市の指定文化財の現状把握に努めるとともに、市認定文化財制度や既存の文化財報告等を活用して未指定文化財の情報を広く収集し、公開を進める。</p> <p>文化財調査については、重要性や緊急性、地域や種別の偏り等に留意し、実施する事業を整理する。</p> <p>文化財調査を通じて明らかにされた内容のうち重要なものについては浜松市文化財保護審議会に報告し、その価値が広く評価できる場合は、同審議会における審議を通じ、文化財指定を行う。</p> <p>担当職員の資質向上と調査研究を主眼に据えた組織づくりに努める。調査研究に関係する庁内組織の連携や充実を図るとともに、調査に必要な先端技術の情報を収集し、関連する機器を揃える。</p> <p>文化財の類型別にみた調査研究の課題については、それぞれの特性に合わせた解決、解消に向けて事業計画を練り上げる。</p> |
| <p>調査研究機能の強化</p> <p>調査研究に求められる高い専門性に対して、職員の調査研究能力や組織としての育成能力は決して高いとはいえない。大学や研究機関、個人研究者との連携についても不十分である。</p> | <p>研究機関や市民団体、市民等とも協力が深められるよう、本市の調査研究機能を一層強化する。</p> <p>研究者や研究機関をはじめ、学校、地域住民、市民団体、NPO、企業等、本市の文化財に関わる個人や団体等の情報を広く集め、それぞれとの協働の可能性を探るとともに、相互の連携を促進し、文化財保護活用に係る取組の活性化を図る。</p> |

個別の文化財・地域全体にかかるとの

表 5-23 恒常事業を中心とした文化財の保存と活用に関する取組と事業（1）

| 文化財の保存活用に関する取組と事業（措置） | | | | | |
|---|--|------------------------------|--------------|---|--|
| 取組（今後実施する業務内容） | 事業内容 | 実施期間 | 事業No. | 恒常事業名（予算項目上の事業名） | 事業主体 |
| （1）文化財の状況把握に関する取組と事業 | | | | | |
| 指定等文化財 恒常的な管理等の機会を活用し、現状把握を実施する。 個別の文化財が抱える課題などの情報を重点的に収集し、課題解決に努めるとともに、データベースの作成・管理を恒常的に行き、情報公開に備える。 市指定文化財のうち、再評価が必要な物件については、随時、検討を加える。個人所有の美術工芸品や有形民俗文化財等については、所在確認を含め現状把握を進める。個人所有の指定文化財については、所在地や所有者を適切に把握する。 市は個人所有文化財の現状確認を続け、所有者等に向けて保護等に関する情報提供を行うほか、所在地や所有者変更等の事務手続きの必要性を所有者等に伝達する。 | 通常の文化財調査の継続 指定文化財に関する基礎調査 重要文化財等所有者連絡協議会への参画 | R03 ～ 長期 | 恒1 | 文化財調査顕彰事業 ①文化財の調査 | 浜松市 |
| 市認定文化財 データベースを構築し、適切な加工を行ったうえで情報を公開する。新たに市が認定する文化財については、地域格差や種別の偏りを是正するため、推薦件数が少ない地域への働きかけや、推薦主体を現状よりも広く捉えられるよう検討する。また、既存の認定文化財の調査研究を進め、その評価を確かなものとする。 | 認定推薦された文化財の処理 受付、審議 認定証の発行・送付等 | R03 ～ 長期 | 恒1 | 文化財調査顕彰事業 ③市認定文化財の認定業務 | |
| 未指定文化財 未指定文化財の状況把握に努める。認定文化財制度を活用しその把握に努め、認識の深化を促す。文化的景観の把握にあたっては、重要文化的景観の選定基準に従うとともに、本市を代表する森林の利用に関する景観地にも配慮する。新たな指定文化財や登録文化財の候補に挙げられるようにリスト化を進める。 | | R03 ～ 長期 | | | |
| （2）文化財の調査に関する取組と事業 | | | | | |
| 類型別にみた調査 本市で今後行うべき調査案件を抽出する。調査案件の抽出については、伝統的生活文化や伝承地（伝承が伝わる土地）等の分野についても留意し、各々の文化財が持つ重要度や保存に関する緊急度、新指定案件等施策上の優先度等を整理し、調査を進める。 | 建造物調査（歴史的建造物・棟札） 彫刻調査（市内所在 仏像） 美術工芸品調査 工芸品調査（市内所在 鰯口 他） 古文書調査（市内中世文書 他） 考古資料調査（市所蔵 銅鐸群 他） 歴史資料（大橋ピアノ資料 他） 有形民俗調査（西浦田染仮面等） （染色の型紙 他） 無形民俗調査 史跡調査（中近世墓所 他） 名勝調査 天然記念物調査 無形文化財に関する調査 文化的景観に関する調査 伝統的建造物群に関する調査 | R03 ～ 長期 | 恒1 恒2 | 文化財調査顕彰事業 ①文化財の調査 文化財保護継承事業 ①文化財保護に係る調査委託等 | 浜松市 |
| 調査研究機能の強化 文化財に関する調査研究機能を高めるため、推進組織の効果的な編成に取り組むとともに、職員の資質向上に努める。市職員専門性を高めるため、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所等が実施する専門研修の参加を促進する。また、市民団体をはじめ、民間や公立の博物館、研究機関などの外部組織、専門研究者と連携した調査研究事業を複数で進めるなど、適切な人材育成を進める。 | 宇志瓦塔／北大里遺跡調査 堀尾吉晴関連文化財の調査 浜松城石垣の総合調査 （静岡大学との連携調査） | R02～ H30～ H30～ | 恒1 | 文化財調査顕彰事業 ①文化財の調査 | 浜松市 奈良博 奈文研 浜松市 松江市 安来市 大口町 浜松市 静岡大学 |

表 5-24 恒常事業を中心とした文化財の保存と活用に関する課題と方針（2）

| 保存と活用に関する課題 | 保存と活用に関する方針 |
|--|---|
| <p>課題3 文化財の保存、継承、修理、整備に関する現状と課題</p> <p>文化財の新指定 新たな指定文化財候補のリスト化が不十分で、個々の候補案件についても優先順位が明確でない。国や県の施策や地域社会の要請、緊急度等への配慮も行き届いていないと言いが難い。</p> <p>保存活用計画 保存活用計画を策定した指定文化財は僅かであり、多くの指定文化財について、計画的な保存・活用事業が進められていない。</p> <p>有形文化財等の保存、修理 文化財所有者の代替わりによる文化財の保存に関する知識やノウハウの不足、所有者自身の文化財を所有する実感の希薄化などが急速に進んでいる。 文化財を地域で守るような新たな保存の枠組みの構築が進んでいない。 修理についての現状把握や経費の確保などが充分でなく、計画的に取り組めていない。 所有者に対して法や条例上の手続き、修理に関する計画的な資金計画作成の促しが不十分であるほか、新たな資金調達の方法に関する情報提供も進んでいない。 修理事業の市民への情報公開も進んでおらず、市民の関心を十分に誘起できていない。 未指定の有形文化財等について物件そのものの認知度が低く、保存や修理に関する意識も弱い。文化財の滅失・散逸の危険性が高い。</p> <p>無形民俗文化財の継承 過疎化、少子高齢化等の進行による後継者不足の深刻化に対し、後継者の育成・確保を含め、具体的な施策や継承への仕組みづくりが不十分である。 映像記録の作成が計画的でなく、過去に撮影された映像について、活用に向けた収集・整理がされていない。</p> <p>記念物の維持管理と整備 史跡や名勝について、保存活用に関する明確な指針が示せていないものが多く、見学に適した環境が提供できていないものがある。 史跡の整備については、案内看板やサインも適切な更新が図られていないなど不十分なものが多くある。 天然記念物のうち樹木や植物などの日常的な管理や、動植物の生育環境などへの配慮が不十分である。</p> <p>埋蔵文化財の保存 調査事業や活用事業等の優先順位や必要性の検討が不十分である。 文化財分布図の作成や、見学会、速報展示などに関する方針策定のあり方も明確に示せていない。</p> | <p>方針2 保存・修理と継承の支援 方針4 協働創造の充実</p> <p>文化財の指定・登録・認定制度を今後も活用し、バランスのとれた文化財の保存・修理と継承の支援に関する事業を推進する。</p> <p>指定文化財の適切な保全を進めるため、個別文化財の保存活用計画の作成を進める。保存活用計画の策定は、重要度が高い国史跡といった国指定文化財を優先するが、県や市の指定文化財についても、施策や地域の要請、個別文化財が抱える緊急性などに応じて、計画策定を検討する。保存活用計画の作成が完了した史跡については、速やかに整備事業に着手する。</p> <p>建造物や美術工芸品等の有形文化財について所在を含めた現状確認を進め、重点的に修理する案件を整理し、所有者等と協力して保存修理事業を計画的に推進する。</p> <p>優先的に保存修理すべき案件について可能な限りリスト化し、地域の有形文化財に関わる保存修理事業の全体計画を練り上げ、有形文化財の所有者との保存修理に関する協働体制を強化する。</p> <p>有形文化財、無形民俗文化財、記念物等の主要な文化財について、種別ごとに、保存、修理、整備などに関する今後の具体的な措置について示す。</p> <p>文化財の防犯・防災対策及び災害発生時の対応について、所有者との連携を深めるとともに、県が示す基本方針等を踏まえて市の体制を整える。既存の防災マニュアル等を活用し、発災時に備えるほか、適切な訓練の実施や、静岡県文化財等救済支援員の育成協力等を進める。</p> <p>研究者や研究機関をはじめ、学校、地域住民、市民団体、NPO、企業等、本市の文化財に関わる個人や団体等の情報を広く集め、それぞれとの協働の可能性を探るとともに、相互の連携を促進し、文化財保護活用に係る取組の活性化を図る。</p> |
| <p>課題4 文化財を継承する技術・材料・生産体制に関する現状と課題</p> <p>原材料の確保等 文化財を継承するために必要な技術、材料、生産体制について、市域を超えた対策ができていない。また市内の文化財において特殊な材料を用いる場合に、その確保に関する取組が進んでいない。 民俗文化財の維持、継承や伝統的生活文化の保護において、継承のために必要な技術や材料、生産体制等について、市としての取扱方針が定まっていない。</p> <p>保存技術者とその養成 文化財保存技術者の養成について、市としての方針が定まっていない。 文化財保存技術について市の選定事例がなく、認識が深まっていない。</p> | <p>方針2 保存・修理と継承の支援 方針4 協働創造の充実</p> <p>文化財の指定・登録・認定制度を今後も活用し、バランスのとれた文化財の保存・修理と継承の支援に関する事業を推進する。</p> <p>所有者や保存団体に限らず、広く文化財の担い手との協働を進める。特に、本市が置かれた地理的な条件を勘案し、都市部と中山間地域、三遠南信地域（三河、遠江、南信濃）の交流を全市的に支援する。</p> <p>研究者や研究機関をはじめ、学校、地域住民、市民団体、NPO、企業等、本市の文化財に関わる個人や団体等の情報を広く集め、それぞれとの協働の可能性を探るとともに、相互の連携を促進し、文化財保護活用に係る取組の活性化を図る。</p> |

個別の文化財・地域全体にかかるとの

表 5-25 恒常事業を中心とした文化財の保存と活用に関する取組と事業（2）

| 文化財の保存活用に関する取組と事業（措置） | | | | | |
|--|---|----------------|----------------|---|------|
| 取組（今後実施する業務内容） | 事業内容 | 実施期間 | 事業No. | 恒常事業名（予算項目上の事業名） | 事業主体 |
| （3）文化財の保存、継承、修理、整備に関する取組と事業 | | | | | |
| 文化財の新指定 新指定文化財候補について、文化の財類型ごとにリスト化を図り、計画的に新指定が進められるよう検討する。新指定候補の選出については、所有者や関係機関などとの連携を図り、手続きが円滑に進められるよう事業計画を定める。 | 新指定文化財候補の調査 | R03 ～ 長期 | 恒1 | 文化財調査顕彰事業 ①文化財の調査 | 浜松市 |
| 保存活用計画 指定文化財において適切な保存活用事業が進められるよう、個別文化財の保存活用計画の策定について優先順位を設けて取り組む。関係者が多岐にわたるもの、修理等を急ぐもの、本市が所有もしくは管理し、かつ積極的な活用事業が求められるものについて、順次、保存活用計画の策定を行う。 | 保存活用計画の作成<主なもの> 蜷塚遺跡、浜松城跡、伊場遺跡 光明山古墳、旧田代家住宅 入野古墳、三岳城跡、中村家住宅 | R03 ～ 長期 | 恒2 恒3 恒4 | 文化財保護継承事業 ③文化財保存費の助成 文化財保存施設公開事業 ①文化財建造物の公開 管理運営 文化財活用地域連携事業 ④史跡等整備活用 | |
| 有形文化財等の保存、修理 有形文化財等の保存、継承について、事業年度ごとに個別案件を調整し、計画的に行う。また、所有者に対しては文化財に関する情報を広く提供し、文化財を所有する意義の伝達に努める。 文化財所有者の代替わりにおいては、所有者変更などの事務手続きを徹底する中で着実に把握し、新しい所有者に文化財の保存に関する情報を伝えるように努める。建造物や美術工芸品の修理に関して公開を進め、広く市民の関心を集めるように配慮し、文化財を地域で守るような新たな保存の枠組み構築などに取り組む。 | 建造物の計画的修理<主なもの> 鈴木家住宅、実相寺伽藍（庚申堂） 秋葉神社神門、初衣神社織殿 龍潭寺伽藍（山門） 浜名惣社神明宮本殿 天羽槌雄神社 方広寺七尊菩薩堂覆屋等 旧王子製紙製品倉庫 宝林寺仏殿・方丈、中村家住宅 内山家住宅長屋門、大雄寺山門 旧田代家住宅 美術工芸品の修理<主なもの> 木造千手観音立像（摩訶耶寺） 木造金剛力士立像（摩訶耶寺） 木造二十四善神像（宝林寺） | R03 ～ 長期 | 恒2 恒3 | 文化財保護継承事業 ②指定文化財の環境整備、修理 ③文化財保存費の助成 文化財保存施設公開事業 ①文化財建造物の公開、管理運営 | |
| 無形民俗文化財の継承 浜松市無形民俗文化財保護団体の実情を把握し、保存継承に必要な支援を行うとともに、地域外での公開の機会を提供、補助する。また、小・中学校、高等学校、大学との連携を深め、次代への担い手育成に努める。映像記録の作成事業を充実させ、デジタル技術を用いた新技術などの導入も積極的に検討する。記録や研究については、大学や個人研究者、博物館、関連する団体などの支援も広く求める。 | 市民団体と学校の連携による次世代継承支援 三遠南信ふるさと歌舞伎の開催 民俗芸能大会等出場激励金助成 無形民俗文化財プロモーション 無形民俗文化財保護団体連絡会との連携 | R03 ～ 長期 | 恒2 恒4 | 文化財保護継承事業 ②指定文化財の環境整備、修理 ③文化財保存費の助成 文化財活用地域連携事業 ③無形民俗文化財活性化 | |
| 記念物の維持管理と整備 史跡・名勝における大規模整備事業は、保存活用計画の策定を前提とし、整備基本計画に基づく整備工事を行い、文化財の特性に合わせた管理計画を盛り込む。小規模整備事業は、状況を勘案した適切な対応と環境整備を行う。天然記念物は、専門家の指導や助言を受け、価値を維持するため適切な管理、環境整備を行う。動植物の生育環境についても、適切な保護が図れるよう現況調査を進める。 | 史跡の整備<主なもの> 二俣城跡及び鳥羽山城跡、 蜷塚遺跡、伊場遺跡、入野古墳 浜松城跡、光明山古墳 天然記念物の保護<主なもの> ウミガメ・卵の保護監視、生態調査 ウミガメ教室の開催 | R03 ～ 長期 | 恒2 恒4 | 文化財保護継承事業 ②指定文化財の環境整備、修理 ③文化財保存費の助成 文化財活用地域連携事業 ①アカウミガメ保護 ④史跡等整備活用 | |
| 埋蔵文化財の保存 文化財保護法に則った適切な取扱いを続け、調査事業や活用事業の推進体制を整備し、届出や通知といった手続きの徹底、試掘確認調査や本発掘調査を適正に実施する。情報公開や遺跡調査成果の速報を心掛け、速報展示や出土品の展覧会を企画し、調査成果の公開を進める。 | 開発等に伴う試掘確認調査、 周知や調整 開発に伴う記録保存調査 発掘調査速報展『浜松の遺跡』 の定期開催 | R03 ～ 長期 | 恒5 | 埋蔵文化財調査事業 ①埋蔵文化財の試掘確認 ②埋蔵文化財の本発掘調査 | |
| （4）文化財を継承する技術・材料・生産体制に関する取組と事業 | | | | | |
| 原材料の確保等 文化財継承に必要な技術や材料、その生産体制などの問題について、国や県が示す方針に従って対応するとともに、広域連携に努める。文化財の継承に必要な技術・材料・生産体制については、個別の文化財の事情に即して計画的に検討し、修復に関する計画と原材料の生産地を含めた確保などの対策を講じる。 歴史的建造物の屋根材に使われるカヤについて、地域とも連携し、市内でのカヤの生産(栽培)を検討する。 | 民有の指定文化財の保存事業 に対する助成 | R03 ～ 長期 | 恒2 | 文化財保護継承事業 ③文化財保存費の助成 | 浜松市 |
| 保存技術者とその養成 文化財保存技術者の問題について、国や県が示す方針に従い対応する。市は、市内の文化財保存技術者について、保存技術の選定を考慮した上で、恒常的な情報収集に努める。 民俗文化財や伝統的生活文化などに関わる保存技術については、養成、継承への支援を進める。 | | R03 ～ 長期 | | | |

表 5-26 恒常事業を中心とした文化財の保存と活用に関する課題と方針（3）

| 保存と活用に関する課題 | 保存と活用に関する方針 |
|--|--|
| <p>課題5 防犯・防災対策及び災害発生時の対応に関する現状と課題</p> <p>防犯対策 未指定文化財を含めた仏像など美術工芸品の盗難被害や、文化財建造物に液体がかけられる等のき損事件といった犯罪行為への対策が不十分である。無住の指定文化財建造物や指定美術工芸品を保管する建物についても盗難対策が不足している。</p> <p>防災対策 大規模災害時の復旧対策マニュアルを定め、災害発生時の対応策を示しているが、県との連携が徹底できていない。災害対策について、地震、防火、風水害・土砂災害、防犯などの項目分けと内容の整理、対策の検証について取組が不十分である。</p> <p>災害発生時の対応 平時からの体制、手順などの確認や、発災初期の動きや市文化財課職員の役割分担の確認に関して、防災訓練などの機会が適切に活用されていない。</p> <p>防災・救済体制の構築と活動 静岡県文化財等救済ネットワーク、静岡県文化財等救済支援員、静岡県文化財建造物監理士などの関係団体との連携構築や、市内で活動可能な人員の把握が進められているが、その取組が効果的になされていない。</p> | <p>方針2 保存・修理と継承の支援 方針4 協働創造の充実</p> <p>防犯・防災対策及び災害発生時の対応については、所有者との連携を深めるとともに、県が示す基本方針等を踏まえ、市の体制を整える。市は既存の防災マニュアル等を活用し、発災時に備えるほか、適切な訓練の実施や静岡県文化財等救済支援員の育成協力等を進める。</p> <p>研究者や研究機関をはじめ、学校、地域住民、市民団体、NPO、企業等、本市の文化財に関わる個人や団体等の情報を広く集め、それぞれとの協働の可能性を探るとともに、相互の連携を促進し、文化財保護活用に係る取組の活性化を図る。</p> |
| <p>課題6 文化財の担い手、保存活用の推進体制に関する現状と課題</p> <p>地域で支える人材・団体 地域総がかりで文化財の維持を支援する方針策定や仕組みづくりの取組が不十分であり、特に無形民俗文化財の担い手不足が深刻となっている。また、文化財の保存団体や学習団体等、文化財と関連する団体との連携や協力体制が弱い。</p> <p>文化財の維持を支援する体制 文化財の保存活用に関して、市の外郭団体との協力体制の構築が不十分である。また、文化財に関係する民間団体や文化財に興味を抱く市民を組織化できていない。</p> <p>県の文化財等救済支援員や文化財建造物監理士などの制度への協力が十分と見えない。また、市独自の文化財保護指導員養成や企業等からの支援策など、具体的な取組が進んでいない。</p> <p>保存活用推進体制 本市の文化財保存活用の推進体制が、拡大を続ける業務内容への対応に十分とは言い難い。また、文化財の保存活用事業を円滑に進めるための組織のあり方について、検討が深められていない。</p> <p>市職員の人材育成 文化財の取扱いに精通した文化財専門職の採用がなされておらず、専門性を高めるための人材育成の方針が定められていない。</p> | <p>方針2 保存・修理と継承の支援 方針4 協働創造の充実</p> <p>有形文化財、無形民俗文化財、記念物等の主要な文化財について、種別ごとに、保存、修理、整備などに関する今後の具体的な措置について示す。</p> <p>無形民俗文化財の次世代継承に関しては、担い手育成の対象を広域に捉え、学校や地域、文化財関連団体等との協力を深め、地域総がかりの取組を目指す。</p> <p>所有者や保存団体に限らず、広く文化財の担い手との協働を進める。特に、本市が置かれた地理的な条件を勘案し、文化財を通じた都市部と中山間地域、三遠南信地域（三河・遠江・南信州）の交流を全市的に支援する。</p> <p>研究者や研究機関をはじめ、学校、地域住民、市民団体、NPO、企業等、本市の文化財に関わる個人や団体等の情報を広く集め、それぞれとの協働の可能性を探るとともに、相互の連携を促進し、文化財保護活用に係る取組の活性化を図る。</p> |

表 5-27 恒常事業を中心とした文化財の保存と活用に関する取組と事業（3）

| 文化財の保存活用に関する取組と事業（措置） | | | | | |
|--|---|----------------|--------------|---|------|
| 取組（今後実施する業務内容） | 事業内容 | 実施期間 | 事業No. | 恒常事業名（予算項目上の事業名） | 事業主体 |
| （5）防犯・防災対策及び災害発生時の対応に関する取組と事業 | | | | | |
| <p>防犯対策 所有者等との見回りなどの防犯活動の実施、防犯設備の設置と助成制度の案内、文化庁刊行の『文化財防犯の手引き』などのパンフレット配布による防犯意識の向上に努め、警察や消防機関との情報共有を進め、所有者を含めた防犯体制の強化を目指す。 事故やき損、盗難などの犯罪が発生した際には、関係機関や警察と協力のもと、防犯環境上の弱点改善や再発防止策を講じる。</p> | <p>文化財建造物の公開、管理運営（保存、修理を含む） 文化財防災講座の開催 防災対策用品の備蓄</p> | R03 ～ 長期 | 恒3 | 文化財施設公開事業 ①文化財建造物の公開、管理事業 | 浜松市 |
| <p>防災対策 地震対策については、国や県が示す基準に合わせた耐震対策を講じる。防火対策については、文化庁のガイドラインに基づく防火体制の現況把握に努め、消火設備の設置、点検、修理について適切な対応及び指導を徹底する。風水害や土砂災害に対しては、被災の想定や文化財の避難について検討、対策を促し、建造物、史跡・名勝・天然記念物などについては、周囲の状況に応じた適切な対策を事前に講じるよう所有者に注意喚起する。</p> | | R03 ～ 長期 | 恒3 恒4 | 文化財施設公開事業 ①文化財建造物の公開、管理事業 文化財活用地域連携事業 ⑤大規模災害時文化財復旧 | 浜松市 |
| <p>災害発生時の対応 災害発生時には、防災マニュアル及び防災計画、復旧対策マニュアル等に従い対応する。大規模災害時は、県、文化庁と連携し広域的なネットワークを通じた対応を行い、発災初期から文化財の被害把握や救済等に從事できる体制の確認や訓練を行う。また被災に備え、市が構築するデータベースを活用し、文化財の基礎的な情報を共有する体制を整備する。</p> | | R03 ～ 長期 | 恒3 恒4 | 文化財施設公開事業 ①文化財建造物の公開、管理事業 文化財活用地域連携事業 ⑤大規模災害時文化財復旧 | 浜松市 |
| <p>防災・救済体制の構築と活動 静岡県文化財等救済ネットワーク、静岡県文化財等救済支援員、静岡県文化財建造物監理士などの関係団体との連携構築・協力体制の強化に努め、国や県とともに、文化財の所有者、地域住民、文化財とその防災・救済に関する組織・団体、専門家などが一体となる取組を行う。</p> | | R03 ～ 長期 | 恒4 | 文化財活用地域連携事業 ⑤大規模災害時文化財復旧 | 浜松市 |
| （6）文化財の担い手、保存活用の推進体制に関する取組と事業 | | | | | |
| <p>文化財の所有者や保存団体、文化財に関する市民や市民団体、研究機関、学校、NPO、企業等に対して積極的に働きかけを行い、所有者や管理者、保存団体と保存活用に関する情報を共有し、助言に努める。また、地域住民や市民団体に対して、文化財に関する情報発信に努めるとともに、市民から保存活用について資金援助を受ける仕組みを研究する。</p> <p>小・中学校、高等学校、大学との連携を深め、新たな創造活動を支援する。また、文化財に関わるNPOや企業との連携をさらに深め、保存活用事業を協働で進める仕組みづくり、情報共有に努める。</p> <p>県の文化財等救済支援員や文化財建造物監理士などの制度への協力を推進する。また、文化財の保存団体をはじめとした民間団体や観光協会等の観光振興団体との連携を深め、講座や見学会等への参加を促すとともに、民間団体の活動を奨励して、文化財に係る取組の活性化を図る。また、類似した設立目的を持った団体を交えた意見交換等を行い、関連団体の意見調整や団体が抱える課題等の情報収集に努める。</p> <p>無形民俗文化財を確実に伝承し、地域活性化に資するための諸事業を行う。無形民俗文化財保存会講師による行事・所作の学習をはじめ、祭礼や公演の一部を子供たちが担うサポーター制度、諸用具の整備、大学と連携した継承活動等を引き続き支援する。</p> <p>文化財の保存活用に取り組む社団法人や財団法人、NPO、企業等、法人格を持たない任意の団体について、文化財保存活用支援団体への指定を検討する。</p> <p>文化財の保存活用に関する事業を効果的に進めるため、地域の文化財を総体として把握し、その保存と活用のための計画等を立案し、実行できる人材の育成に努める。また、各職員に国や県と連携した研修等に参加するように促す。</p> | <p>市民団体と学校の連携による次世代継承支援 三遠南信ふるさと歌舞伎の開催 民俗芸能大会等出場激励金助成 無形民俗文化財プロモーション 無形民俗文化財保護団体連絡会との連携</p> | R03 ～ 長期 | 恒4 | 文化財活用地域連携事業 ③無形民俗文化財活性化事業 | 浜松市 |

表 5-28 恒常事業を中心とした文化財の保存と活用に関する課題と方針（４）

| 保存と活用に関する課題 | 保存と活用に関する方針 |
|---|--|
| <p>課題 7 文化財の活用に関する現状と課題</p> <p>活用事業 活用事業の拠点である地域遺産センターや博物館及びその分館での事業が、個別分散的な傾向が強く、相乗効果が少ない。文化財に関わる団体、個人の活用事業については、市認定文化財等を活用した自主的な取組に対する支援の充実や、活動の情報集約が進んでいない。</p> <p>普及啓発 文化財に関する情報発信が、個別離散的に行われている傾向が強く、ICTを活用した情報発信が不十分。 文化財を紹介するパンフレットやガイドブックの作成が低調である。2008年から2016年にかけて刊行を続けてきた「文化財ブックレット」の多くが絶版となっているにもかかわらず、増補版の作成や新たなガイドブックの作成が進んでいない。 普及啓発事業に係る体験的なイベントは文化財を身近に感じられるが、学習効果等に対する考慮が不十分である。また、専門性が高い講座や、見学会、学習活動などの企画が少ない。</p> <p>観光施策との関係 文化財部局と観光部局との連携が不十分で、DMO、観光協会、ボランティアガイド団体といった観光関連の諸団体との関係性が希薄である。</p> <p>公開文化財建造物 本市が管理している文化財建造物について活用が不十分なものがある。</p> | <p>方針 3 公開活用の推進 方針 4 協働創造の充実</p> <p>市内全域の自然・歴史・文化に関心が向けられ、文化財が広く地域振興に役立てられるよう、文化財的価値に関する正確な情報を公開、提供する。</p> <p>文化財の情報公開を、教育や観光、産業等、多様な分野で活用できるように考慮する。</p> <p>建造物や記念物について修理や整備を進めるとともに、その過程の公開を含め、広く文化財に触れられる機会を提供していく。現状で当初の役割を失った文化財建造物については、本来の価値を保存・継承しつつ、観光関係施設やまちづくりの拠点施設など、新たな意義や機能を与え、適切な活用を図る。</p> <p>学校教育現場における文化財の活用については、学習指導要領等の内容を踏まえ、効果的な活用事業の推進や情報提供に努める。</p> <p>文化財の公開活用は、見学会や講座、シンポジウム、ガイドブックの刊行など、従来までの手法を継続するほか、AR・VRの活用や、ユニークメニューの導入など、先端技術や新しい取組を進める。</p> <p>所有者や保存団体に限らず、広く文化財の担い手との協働を進める。特に、本市が置かれた地理的な条件を勘案し、文化財を通じた都市部と中山間地域、三遠南信地域（三河・遠江・南信州）の交流を全市的に支援する。</p> <p>市管理の文化財建造物、地域遺産センターや博物館及び分館等の文化財公開活用施設について、各施設の運営方針、性格分けを示し、効果的な活用が図られるよう、施設の整備、充実を目指す。</p> |
| <p>課題 8 地域遺産センターに関する現状と課題</p> <p>施設の課題 施設が老朽化している。また、展示等の更新が進んでいないことに加え、収蔵空間が不足しているほか、収蔵施設の温湿度管理もき届いていない。 運営面において、活用事業の事業方針が定まっていないことや、センターの活動を支える人員が不足している。</p> | <p>方針 3 公開活用の推進、方針 4 協働創造の充実</p> <p>市管理の文化財建造物、地域遺産センターや博物館及び分館等の文化財公開活用施設について、各施設の運営方針、性格分けを示し、効果的な活用が図られるよう、施設の整備、充実を目指す。</p> <p>研究者や研究機関をはじめ、学校、地域住民、市民団体、NPO、企業等、本市の文化財に関わる個人や団体等の情報を広く集め、それぞれとの協働の可能性を探るとともに、相互の連携を促進し、文化財保存活用に係る取組の活性化を図る。</p> |

表5-29 恒常事業を中心とした文化財の保存と活用に関する取組と事業（4）

| 文化財の保存活用に関する取組と事業（措置） | | | | | |
|--|---|----------------|--------------|--|------|
| 取組（今後実施する業務内容） | 事業内容 | 実施期間 | 事業No. | 恒常事業名（予算項目上の事業名） | 事業主体 |
| （7）文化財の活用に関する取組と事業 | | | | | |
| 文化財の活用については、鑑賞といった公開のほか、教育や観光、産業等の多分野に関わるように努める。学校教育現場における文化財の活用についても、学習指導要領等の内容を踏まえ、効果的な活用事業を進める。市は地域遺産センターや博物館及びその分館を有効活用し、効果的な活用事業を行う。 | 文化財に関する講演会 〃 見学会 〃 展示会 等の開催 文化財ガイドブック等の発行 文化財建造物の公開、管理運営 舞坂宿脇本陣 中村家住宅 鈴木家住宅 旧田代家住宅 内山真龍資料館 遠州山辺の道整備（浜北区） （自然・歴史・文化散策コース） | R03 ～ 長期 | 恒1 | 文化財調査顕彰事業 ②文化財の活用 | 浜松市 |
| 情報発信では、紙媒体のほか、ICTの活用にも努める。文化財のデータベースについてはオープンデータ化を進め、文化財に関するデジタルアーカイブの構築、公開による一層の活用を目指す。 | | | 恒3 | 文化財施設公開事業 ①文化財建造物の公開、管理事業 | |
| リーフレットやガイドブックなどの普及に特化した図書について、今後も既存の文化財報告書等の内容を基礎に、普及用図書の編集を進める。また、文化財関連図書については、過去の刊行本を含め、条件が整う範囲において電子版を作成し、インターネット上での公開を進める。 | | | 恒4 | 文化財活用地域連携事業 ②歴史文化の道整備事業 | |
| 展示、講座、見学会、シンポジウムといった文化財の学習機会の充実を図る。文化財を活かし、市民の新たな創造活動につなげていくため、質の高い情報提供を目指すとともに、新たな調査成果の公表や、修理や整備の進捗、新指定等を普及啓発の好機と捉え、公開事業を一層充実させる。 | DMO、観光協会、ボランティアガイド団体、その他各種団体や個人との連携を深め、文化財を核として、地域の食や物産、体験活動等を組み合わせ、地域全体の魅力が伝えられるように働きかける。複数の文化財についてストーリーをもって結び付け、周遊型、滞在型の観光コンテンツとして情報提供していく。市文化財課は文化財の専門的見地を持って観光施策に関わる。 | R03 ～ 長期 | 恒1 | 文化財調査顕彰事業 ②文化財の活用 | 浜松市 |
| 市が管理する文化財建造物について、積極的な活用が図られるよう、個別案件が抱える環境に即して検討する。 | | | 恒3 | 文化財施設公開事業 ①文化財建造物の公開、管理事業 | |
| | | | 恒4 | 文化財活用地域連携事業 ②歴史文化の道整備事業 | |
| 市が管理する文化財建造物について、積極的な活用が図られるよう、個別案件が抱える環境に即して検討する。 | 文化財に関する講演会、見学会、展示会等の開催 文化財ガイドブック等の発行 文化財建造物の公開、管理運営 舞坂宿脇本陣、中村家住宅 鈴木家住宅、旧田代家住宅 内山真龍資料館 | R03 ～ 長期 | 恒1 恒3 | 文化財調査顕彰事業 ②文化財の活用 文化財施設公開事業 ①文化財建造物の公開、管理事業 | 浜松市 |
| （8）地域遺産センターに関する取組と事業 | | | | | |
| これまでの役割を踏襲しながら、古墳や民俗芸能等、本市を代表する文化財群や、北区を中心とした文化財の保存活用を柱として事業を推進する。施設については、緊急度・重要度を見極めながら計画的に修繕を図り、展示内容については、関連文化財群（古墳、民俗芸能）や文化財保存活用区域（奥浜名湖区域）に関する内容に移行させる。人員不足については、職員配置や民間活用のある方を検討しつつ、市民と連携した体制を構築していく。資料保管状況については、未整備であるセンター3階の有効活用や、長期的に資料の一括保管が可能な収蔵施設の確保を推進する。 | 開発等に伴う試掘確認調査、周知や調整 開発に伴う記録保存調査 調査報告書の作成 埋蔵文化財に関する講演会 〃 見学会 〃 展示会の開催 地域遺産センター等施設の維持管理 〃 運営 地域遺産センターでの活用事業 地域遺産センターにおける資機材などの整備 地域遺産センター整備事業 | R03～ R12 | 恒5 | 埋蔵文化財調査事業 ①埋蔵文化財の試掘確認調査 ②埋蔵文化財の本発掘調査 ③出土品等地域遺産活用事業 ④地域遺産センター維持管理事業 | 浜松市 |

表 5-30 恒常事業を中心とした文化財の保存と活用に関する課題と方針（5）

| 保存と活用に関する課題 | 保存と活用に関する方針 |
|---|--|
| <p>課題9 博物館・資料館等に関する現状と課題</p> | <p>方針3 公開活用の推進 方針4 協働創造の充実</p> |
| <p>博物館の課題 40年以上経過し老朽化が進んでいる。60年前に発掘調査を行った蜷塚遺跡とともに、大規模な改修を行う時期が来ている。</p> <p>現在の展示室は重要文化財を展示し大規模な展覧会を開催するには十分な環境ではない。また、最新のデジタル技術を活用した展示や多言語による解説の導入なども進んでいない。</p> <p>近年、博物館の事業参加者が増加しているが、雨天時の昼食取得場所等、団体来館者の受入スペースや、体験活動等に伴う火器使用空間などが十分に用意できていない。また、博物館の魅力を幅広い層にアピールできていない。</p> <p>資料収集については、収蔵スペースの制約により、新規資料の受け入れが困難なケースがあることや、人員不足により十分な資料整理ができていない。</p> <p>収蔵施設については、博物館の収蔵庫（第1～第3収蔵庫）に加え、小・中学校の廃校など収蔵専用ではない施設を利用して資料を保管しているため、保管環境が適切でない。蜷塚公園にある第4収蔵庫や別館は、老朽化が顕著である。</p> <p>博物館資料のデータベース構築作業を実施しているが、現在はその途上にあり、データの十分な活用がなされていない。</p> <p>調査研究の質の向上のための学芸員の育成や、資質を高める十分な取組がなされていない。また、地域の歴史を地域住民の協力のもと深く掘り下げて追求するような市民協働の研究活動が不十分である。</p> <p>校外学習の受入や休日を利用したイベント等の普及啓発事業、また地域資料の調査活動を充実していく中で、積極的に博物館事業に関わるボランティア人員の多くが高齢者であり、幅広い年代のボランティアの継続的な育成ができていない。</p> | <p>市内全域の自然・歴史・文化に関心が向けられ、文化財が広く地域振興に役立てられるよう、文化財的価値に関する正確な情報を公開、提供する。</p> <p>文化財の公開活用は、見学会や講座、シンポジウム、ガイドブックの刊行など、従来までの手法を継続するほか、AR・VRの活用や、ユニークメニューの導入など、先端技術や新しい取組を進める。</p> <p>文化財の情報公開を、教育や観光、産業等、多様な分野で活用できるように考慮する。</p> <p>学校教育現場における文化財の活用については、学習指導要領等の内容を踏まえ、効果的な活用事業の推進や情報提供に努める。</p> |
| <p>遺跡公園の課題 蜷塚公園は、昭和30年代の発掘調査後の整備から60年が経過し、施設の老朽化が進んでいる。その後、本格的な発掘調査もなされず、遺跡の景観を損ねている施設の整理や、最新の研究成果を活かした整備手法の導入も進んでいない。</p> <p>伊場遺跡公園については、昭和50年代に整備された後には大きな変更がなく、全体的に老朽化している。伊場遺跡出土の木簡や墨書土器は、飛鳥時代から奈良時代、平安時代に至る古代地方官衙の推移を示す重要な資料群であり、公園の周囲では現在も発掘調査が行われ、多くの成果が上がっているものの、伊場遺跡公園には、こうした成果を踏まえた情報提示が不十分である。</p> | <p>研究者や研究機関をはじめ、学校、地域住民、市民団体、NPO、企業等、本市の文化財に関わる個人や団体等の情報を広く集め、それぞれとの協働の可能性を探るとともに、相互の連携を促進し、文化財保護活用に係る取組の活性化を図る。</p> |
| <p>分館等の課題 分館等は、平成22年（2010年）までの再編以降、本市の歴史文化や自然などを適切に紹介する効果的な活用事業が進んでいない。各館の特性を活かした運営方針も明確でない。賀茂真淵記念館や内山真龍資料館は、博物館事業との連携が不足している。</p> | <p>市管理の文化財建造物、地域遺産センターや博物館及び分館等の文化財公開活用施設について、各施設の運営方針、性格分けを示し、効果的な活用が図られるよう、施設の整備、充実を目指す。</p> |

3 恒常的に行う事業（恒常事業）

（1）恒常事業の概要

前節において整理したとおり、文化財の保存活用に関わる取組に関する具体的な措置として、期間を問わず実施する事業（恒常事業）を挙げる。両者の関係は表5-14に示す。

表5-28 恒常事業と課題、取組との関係

| 番号 | 事業名 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|----------------|----------------|----------|--------|-------------|-------------|----------|----------|--------|----------|-----|
| | | 文化財の現状把握 | 文化財の調査 | 保存、継承、修理、整備 | 文化財を継承する技術等 | 防犯・防災対策等 | 担い手、推進体制 | 文化財の活用 | 地域遺産センター | 博物館 |
| 恒1 文化財調査顕彰事業 | | | | | | | | | | |
| ① | 文化財の調査 | ○ | ○ | ○ | | | | | | |
| ② | 文化財の活用 | | | | | | | ○ | | |
| ③ | 市認定文化財の認定業務 | ○ | | | | | | | | |
| 恒2 文化財保護継承事業 | | | | | | | | | | |
| ① | 文化財保護に係る調査委託等 | | ○ | | | | | | | |
| ② | 指定文化財の環境整備、修繕 | | | ○ | | | | | | |
| ③ | 文化財保存費の助成 | | | ○ | ○ | | | | | |
| 恒3 文化財施設公開事業 | | | | | | | | | | |
| ① | 文化財建造物の公開、管理運営 | | | ○ | | ○ | | ○ | | |
| ② | 文化財収蔵公開施設の管理運営 | | | | | | | | | ○ |
| 恒4 文化財活用地域連携事業 | | | | | | | | | | |
| ① | アカウミガメ保護事業 | | | ○ | | | | | | |
| ② | 歴史文化の道整備事業 | | | ○ | | | | ○ | | |
| ③ | 無形民俗文化財活性化事業 | | | ○ | | | ○ | | | |
| ④ | 史跡等整備活用事業 | | | ○ | | | | | | |
| ⑤ | 大規模災害時文化財復旧事業 | | | | | ○ | | | | |
| 恒5 埋蔵文化財調査事業 | | | | | | | | | | |
| ① | 埋蔵文化財の試掘確認調査 | | | ○ | | | | | ○ | |
| ② | 埋蔵文化財の本発掘調査 | | | ○ | | | | | ○ | |
| ③ | 出土品等地域遺産活用事業 | | | | | | | | ○ | |
| ④ | 地域遺産センター維持管理事業 | | | | | | | | ○ | |
| 恒6 博物館運営事業等 | | | | | | | | | | |
| ① | 博物館運営事業 | | | | | | | | | ○ |
| ② | 遺跡公園運営事業 | | | | | | | | | ○ |
| ③ | 博物館展示会開催事業 | | | | | | | | | ○ |
| ④ | 学習会等開催事業 | | | | | | | | | ○ |
| ⑤ | 博物館資料調査収集活用事業 | | | | | | | | | ○ |

○：関連がある事業

(2) 恒常事業の詳細

恒常事業は、文化財の保存活用に関する措置のうち、市として期間を問わず実施していく事業である。以下、各事業の内容、財源等を明示する。

恒1 文化財調査顕彰事業

事業期間 R3～長期

事業内容

- ① 文化財の調査
市内所在鰯口調査（中期～長期）等、通常の文化財調査、指定文化財に関する基礎調査、重要文化財等所有者連絡協議会の参画等
- ② 文化財の活用
文化財に関する講演会、見学会、展示会等の開催、文化財ガイドブック等の編集・発行
- ③ 市認定文化財の認定業務
市内で認定推薦された文化財の処理、認定証の発行、送付等、浜松市認定文化財活用事業（重点事業）

事業主体 浜松市

事業財源 文化庁補助金、静岡県費補助金を活用予定、一般財源

恒2 文化財保護継承事業

事業期間 R3～長期

事業内容

- ① 文化財保護に係る調査委託等
文化財の保存活用に係る基礎調査などの委託事業
- ② 指定文化財の環境整備、修繕
史跡等の草刈りや樹木伐採などの環境整備、史跡公園の施設修繕、文化財看板の設置や修繕等
- ③ 文化財保存費の助成
カモシカ食害対策事業の助成、民有の指定文化財の保存事業に対する助成、歴史的建造物保存活用事業（重点事業）、美術工芸品の保存活用事業（重点事業）

事業主体 浜松市

事業財源 文化庁補助金、静岡県費補助金を活用予定、一般財源

恒3 文化財施設公開事業

事業期間 R3～長期

事業内容

- ① 文化財建造物の公開、管理運営（保存、修理を含む）
舞坂宿脇本陣、中村家住宅、鈴木家住宅、田代家住宅の公開・管理運営
旧田代家住宅保存活用事業（重点事業）、内山家住宅保存活用事業（重点事業）、中村家住宅保存活用事業（重点事業）
- ② 文化財収蔵公開施設の管理運営
賀茂真淵記念館、内山真龍資料館の管理運営

事業主体 浜松市

事業財源 文化庁補助金、静岡県費補助金を活用予定、一般財源

恒4 文化財活用地域連携事業

事業期間 R3～長期

事業内容

- ① アカウミガメ保護事業
ウミガメ・卵の保護監視、生態調査、ウミガメ教室の開催
- ② 歴史文化の道整備事業
遠州山辺の道（浜北区の自然・歴史・文化散策コース）等の整備
- ③ 無形民俗文化財活性化事業（重点事業）
市民団体と学校の連携による次世代の継承支援事業、三遠南信ふるさと歌舞伎の開催、民俗芸能大会等出場激励金助成、無形民俗文化財プロモーション事業、無形民俗文化財保護団体連絡会との連携
- ④ 史跡等整備活用事業

二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用事業（重点事業）、光明山古墳保存活用事業（重点事業）、三岳城跡保存活用事業（重点事業）、三岳城跡保存活用事業（重点事業）、浜松城跡保存活用事業（重点事業）、入野古墳保存活用事業（重点事業）

⑤ 大規模災害時文化財復旧対策事業

文化財防災講座の開催、防災対策用品の備蓄

事業主体 浜松市

事業財源 文化庁補助金、静岡県費補助金を活用予定、一般財源

恒5 埋蔵文化財調査事業

事業期間 R3～長期

事業内容

① 埋蔵文化財の試掘確認調査

開発等に伴う試掘確認調査、周知や調整

② 埋蔵文化財の本発掘調査

開発に伴う記録保存調査

③ 出土品等地域遺産活用事業

調査報告書の作成、埋蔵文化財に関する講演会、見学会、展示会等の開催

④ 地域遺産センター維持管理事業

地域遺産センター等施設の維持管理、運営、地域遺産センターでの活用事業、地域遺産センターにおける資機材などの整備、地域遺産センター整備事業（重点事業）

事業主体 浜松市

事業財源 文化庁補助金を活用予定、一般財源

恒6 博物館運営事業等

（博物館運営事業、遺跡公園運営事業、博物館展示会開催事業、学習会等開催事業）

事業期間 R3～長期

事業内容

① 博物館運営事業

博物館及び分館（舞阪郷土資料館、姫街道と銅鐸の歴史民俗資料館、市民ミュージアム浜北、春野歴史民俗資料館、水窪民俗資料館）の運営及び維持管理、博物館施設の整備

② 遺跡公園運営事業

蜷塚公園及び伊場遺跡公園の管理、運営、整備、蜷塚・伊場遺跡再生プロジェクト（重点事業）

③ 博物館展示会開催事業

特別展の開催、テーマ展の開催、巡回展の開催

④ 学習会等開催事業

講座・体験館等の開催、まちかど博物館の開催、学校移動博物館の開催

⑤ 博物館資料調査収集活用事業

資料の購入、調査研究の実施、博物館資料（伊場遺跡群出土品等）の再整理（蜷塚・伊場遺跡再生プロジェクト（重点事業））、博物館資料の電子データの作成公開

事業主体 浜松市

事業財源 文化庁補助金を活用予定、一般財源